

・金融政策決定会合における決定の内容

1．金融政策運営に関する決定事項等

(平成23年10月7日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

- 1．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

- 2．対外公表文は別途決定すること。

(23年10月7日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別紙

2011年10月7日

日本銀行

当面の金融政策運営について

- 1．日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致<sup>(注1)</sup>)。

(注1)賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. わが国の経済は、持ち直しの動きが続いている。すなわち、生産や輸出は、震災による落ち込みからの回復過程に比べてペースは緩やかになっているが、増加を続けている。こうしたもとの、設備投資は緩やかに増加しているほか、個人消費についても、全体としては持ち直している。この間、金融環境をみると、中小企業を中心に一部企業の資金繰りに厳しさがなお窺われるものの、緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。
3. 先行きについて、海外経済は、当面減速するものの、基調的には、新興国を中心に底堅く推移すると考えられる。そうしたもとの輸出が緩やかな増加基調をたどることや、資本ストックの復元に向けた国内需要が顕現化してくることなどから、わが国経済は、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。
4. 景気のリスク要因をみると、欧州のソブリン問題の帰趨や、バランスシート調整が米国経済に与える影響について、引き続き注意が必要である。新興国・資源国では、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。こうした海外情勢を巡る不確実性や、それらに端を発する為替・金融資本市場の変動が、わが国経済に与える影響については、引き続き、丹念に点検していく必要がある。  
物価面では、国際商品市況の先行きについては、上下双方向に不確実性が大きい。また、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
5. 被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションについては、その受付期限を6か月延長し、2012年4月末とすることとした。被災地企業等にかかる担保適格要件の緩和措置についても、その適用期限を6か月延長し、2013年4月末とすることとした。
6. 日本銀行は、現在、8月に一段と強化した金融緩和措置のもとで、金融資産の買入れ等を着実に進めている。また、日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」<sup>（注2）</sup>に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針である。日本銀行としては、こうした包括的な金融緩和政策

（注2）「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である。」

を通じた強力な金融緩和の推進、さらには、金融市場の安定確保や成長基盤強化の支援を通じて、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するよう、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく。今後とも、先行きの経済・物価動向を注意深く点検したうえで、適切に対応していく方針である。

以 上

(23年10月27日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年10月27日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

2011年10月27日

日本銀行

## 金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、資産買入等の基金を50兆円程度から55兆円程度に5兆円程度増額し、金融緩和を強化することを決定した（賛成8反対1<sup>(注1)</sup>）<sup>(注2)</sup>。資産買入等の基金の増額に当たっては、長期国債を対象とすることとした<sup>(注3)</sup>。
2. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す」ことを決定した（全員一致<sup>(注4)</sup>）。
3. 日本経済は、供給面の制約が解消されてきている中で、持ち直しの動きが続いている。金融環境をみると、CPや社債の発行環境が良好な状態を続け、企業の資金調達コストも緩やかに低下するなど、緩和の動きが続いている。日本経済の先行きについては、当面、海外経済の減速や円高の影響を受けるものの、その後は海外経済の成長率が再び高まることや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。
4. しかし、物価の安定が展望できる情勢になったと判断されるにはなお時間を要すると予想されるうえ、国際金融資本市場や海外経済の動向次第で、経済・物価見通しがさらに下振れするリスクにも、注意が必要である。日本銀行は、8月に強化した金融緩和措置のもとで、金融資産の買入れ等を着実に進めているが、物価安定のもとでの持続的成長経路への移行をより確かなものとするためには、金融緩和を一段と強化することが必要と判断した。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：宮尾委員。

(注2) 本日の金融政策決定会合では、宮尾委員より、資産買入等の基金を10兆円程度増額し、60兆円程度とする議案が提出され、反対多数で否決された（賛成：宮尾委員、反対：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、森本委員、白井委員、石田委員）。

(注3) 基金の内容等については別紙参照。

(注4) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。

5. その際、上記の金融環境のもとで企業の資金調達が基本的には円滑に行われている現状を踏まえ、資産買入等の基金を5兆円程度増額する対象は長期国債とし、それを通じて金融市場全体に緩和効果のさらなる浸透を図ることが適当と判断した。なお、日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、銀行券需要の趨勢的な残高に概ね見合うよう、安定的な資金供給を行うという観点から、現在、年間21.6兆円の長期国債を買入れている。
6. 日本銀行は、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通じて、今後とも、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。こうした日本銀行の取り組みが、日本経済の中長期的な成長力の強化に結びつくためには、民間、政府を含め各方面が、緩和的な金融環境を活用しつつ、それぞれの役割に即した取り組みを続けていくことが重要と考えている。

以 上

(別紙)

今回の「資産買入等の基金」の増額について

1. 増額の内容

	従来の規模	今回の増額幅	増額後の規模
<b>総額</b>	50 兆円程度	+5 兆円程度	55 兆円程度
資産の買入れ	15.0	+5.0	20.0
長期国債 <sup>(注)</sup>	4.0	+5.0	9.0
国庫短期証券	4.5	—	4.5
CP等	2.1	—	2.1
社債等	2.9	—	2.9
指数連動型上場投資信託	1.4	—	1.4
不動産投資信託	0.11	—	0.11
固定金利方式・ 共通担保資金供給 オペレーション	35.0	—	35.0
期間3か月	20.0	—	20.0
期間6か月	15.0	—	15.0

(注) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間 21.6 兆円の長期国債の買入れを行っている。

2. 2012 年末を目途に増額を完了する。

以 上

(23年10月27日決定)

「経済・物価情勢の展望（2011年10月）」の基本的見解を決定する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり決定すること。

別 紙

2011年10月27日

日 本 銀 行

## 経済・物価情勢の展望（2011年10月）

### 【基本的見解】<sup>1</sup>

#### 1. はじめに

今回の展望レポート（経済・物価情勢の展望（2011年10月））では、2013年度までの日本経済の見通しを示す。以下では、まず、わが国経済の先行きを左右する国際金融資本市場や海外経済の動向を記述し、その後、わが国の金融環境を評価する。そのうえで、相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（中心的な見通し）を記述した後、それに対する上振れ要因・下振れ要因を検討する。最後に、金融政策運営の基本的な考え方を整理する。

#### 2. 国際金融資本市場および海外経済

国際金融資本市場では、本年夏以降、欧州のソブリン問題に対する懸念などから、緊張が高まった。最近に至り、欧州金融安定ファシリティ（EFSF）の機能拡充策が、ユーロ圏17か国により承認されるなど、金融システムの安定化に向けた動きも進み始めているが、その具体的な実現を巡る不確実性がなお残ることなどから、市場の緊張状態が続いている。すな

<sup>1</sup> 10月27日開催の政策委員会・金融政策決定会合で決定されたものである。



わち、ギリシャを始めとして、財政不安の強い国の国債利回りは、高止まりしている。また、そうした国債を多く保有する欧州の銀行の株価は大きく低下しているほか、ユーロ市場の銀行間取引における短期金利もはつきりと上昇している。金融面の緊張は、金融機関の貸出姿勢の厳格化や貸出金利の上昇、企業や家計のマインドへの影響などを通じて、実体経済に波及し始めている。さらに、財政不安の強い国では、追加的な緊縮財政政策を講じているが、これは短期的には景気の下押しとして作用している。このように、欧州では、財政、金融システムおよび実体経済の三者の間に負の相乗作用が働き始めており、金融情勢や実体経済の先行きに関する不確実性が高まっている。米国でも、夏場以降、市場予想を下回る軟調な経済指標の公表が続くなど、景気減速懸念が強まるとともに、債務上限問題や米国債の格下げなどから市場の不透明感が高まった。

こうしたもつで、グローバルな投資家は、リスク回避姿勢を強めている。世界的に株価は振れの大きい展開を続けており、米欧では、社債などの信用スプレッドが拡大している。国際商品市況も総じて下落している。これらと表裏をなす形で、安全と認識される資産に対する需要が強まっており、米国やドイツなどの国債金利は歴史的な水準にまで低下している。為替市場でも、相対的に安全な通貨と認識された円の為替レートは、ドルやスイスフランとともに、対資源国・対新興国通貨を中心に上昇した。

以上を踏まえつつ、海外経済の動きをみると、新興国・資源国に牽引される形で高い成長を続けてきたが、本年春以降、先進国を中心に、成長ペースが鈍化している。地域別にみると、米国経済については、ガソリン価格の上昇や日本の震災の影響など、一時的な要因が春ごろの減速に寄与した面もあるが、基調的にみても、家計の過剰債務や住宅市場の調整が長引き、雇用の改善も緩慢なもつで、回復のペースはごく緩やかなものにとど

まっている。欧州経済は、輸出が好調なドイツなどを中心に、全体として緩やかに回復してきたが、ソブリン問題を背景とした金融環境や企業・家計マインドの悪化などから、減速が明確になっている。一方、新興国・資源国経済では、物価上昇による実質購買力の低下や金融引き締めの効果に加え、先進国経済の減速の影響などから、幾分減速しているが、生産・所得・支出の自律的な好循環が基本的に保たれているもとの、総じて高めの成長が続いている。このため、多くの新興国・資源国では、インフレ圧力は十分に沈静化していない。

海外経済の先行きに関する中心的な見通しとしては、当面は、国際金融資本市場の緊張が残る中、先進国を中心に減速した状態が続くとみられるが、その後は、新興国・資源国に牽引される形で、再び成長率を高めていくと考えられる。このため、見通し期間中について平均的にみれば、高めの海外経済成長率を想定することができる<sup>2</sup>。国・地域別にみると、米国経済については、緩和的な金融環境が経済の下支えに働くと考えられるものの、バランスシート調整の圧力が根強く残る中、成長のペースは緩やかなものにとどまる可能性が高い。欧州経済についても、ソブリン問題の影響が当面実体経済に作用し、景気回復の動きは抑制されたものになると考えられる。この間、新興国・資源国経済は、多くの国で、当面は幾分減速した状態で推移するとみられるが、その後は、インフレ圧力の低下に伴って、家計の実質購買力が回復することなどから、高めの成長を実現していく可能性が高い。ただし、こうした見通しについては、経済にきわめて大きな影響を及ぼしかねない金融市場のショックは、回避されることを前提にし

---

<sup>2</sup> 国際通貨基金（IMF）が9月に発表した世界経済の成長見通し（各国・地域の実質成長率見通しを購買力平価ベースで集計したもの）は、6月時点の見通しから先進国を中心に下方修正されたが、2011年、2012年ともに4.0%、2013年については、成長率が4.5%へと加速する見通しとなっている。ちなみに、1980年以降30年間の平均成長率は3.3%である。

ている。そうした前提を裏付ける政策当局の姿勢として、10月央にパリで開催されたG20の声明では、銀行システムや金融市場の安定を保つために必要な全ての行動を取ることに引き続きコミットしている旨、明記されている。

### 3. わが国の金融環境

わが国の金融環境をみると、日本銀行が強力に金融緩和を推進する中、緩和の動きが続いている。すなわち、市場金利が長めの金利も含めてきわめて低い水準で推移するもとの、企業の資金調達コストは緩やかに低下している。CPの発行環境は、震災直後の一時期を除き、良好な状態が続いている。社債市場についても、震災直後には、信用スプレッドが幾分拡大する中、発行を見送る動きが一時的にみられたが、その後は、経営環境の不透明感から起債が困難な電力会社を除き、社債市場の発行環境は良好な状態となっている。企業からみた金融機関の貸出態度についても、改善傾向が続いている。企業の資金繰りについても、震災後に、中小企業を中心に厳しいとする先がいったん増加したが、その後は再び改善している。資金繰りや貸出態度については、企業の規模によって緩和度合いに差はあるものの、全体として改善傾向にあり、いずれも2000年以降の平均と同程度か、これを上回る水準にまで回復している。このように、わが国の企業を取り巻く金融環境は、緩和の動きが続いている。そうしたもとの、企業の資金調達残高をみると、銀行貸出は前年比減少幅が縮小傾向を続け、足もとではほぼ前年同水準にまで回復しているほか、社債・CPの発行残高は前年を上回っている。

国際金融資本市場が不安定な中であって、以上述べたわが国の金融環境と、米欧の金融環境との間には、際立った違いがみられる。例えば、銀行間取引の緊張度を表すLIBOR-OISスプレッドは、米ドルとユーロ

については夏場以降拡大しているが、円については安定している。社債の信用スプレッドも、米欧では上昇が目立っている一方、わが国では上述の通り低水準で安定している。こうした違いの背景として、第1に、わが国では、金融機関が、欧州ソブリン問題の中心となっている諸国の国債等を、多く保有していない点が挙げられる。第2に、金融機関が保有するリスク全体についても、これまで充実に努めてきた自己資本との対比でみて、概ね抑制された状態にある。実際、信用コスト率や不良債権比率は、米欧に比べて低位にとどまっているほか、外貨を含む資金流動性リスクも抑制されている。第3に、企業サイドでも、手元資金を比較的厚めに保有しており、国際金融資本市場が不安定な中であっても、追加的な資金調達を急ぐ動きはみられていない。第4に、日本銀行が、市場に対して潤沢に資金を供給していることや、包括的な金融緩和政策のもとで、CP、社債、指数連動型上場投資信託（ETF）、不動産投資信託（J-REIT）といったリスク性資産の買入れを行っていることも、金融環境の緩和に寄与していると考えられる。

今後も、わが国の金融環境は、日本銀行による強力な金融緩和の効果が一段と浸透していく中で、緩和の動きが続き、国内民間需要が自律回復に向かう動きを支えていくと予想される。日本の金融システムが、大幅な景気後退や株価下落に対して相応の頑健性を有するようになってきていることも、先行きの金融環境の安定確保に資すると考えられる。しかし、国際金融資本市場の連関が高まっているもとで、日本の金融環境も、海外の展開と無縁ではあり得ない。現に、夏場以降、円高や株安の動きがみられた点では、グローバルな投資家のリスク回避姿勢の強まりは、日本の金融市場にも一部波及している。国際金融資本市場が一段と不安定化する場合などに、内外の金融資本市場間の連関を通じて株価や債券価格が下落したり、

金融機関の資金調達環境の悪化を招くことを通じ、その影響がわが国の金融システムひいては金融環境に及ぶ可能性には、引き続き注意する必要がある<sup>3</sup>。

#### 4. わが国の経済・物価の中心적인見通し

##### (1) 経済情勢

上述の海外経済の動向と内外の金融情勢を踏まえたうえで、わが国経済の先行きについて、相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（中心적인見通し）を検討する。

わが国の経済は、東日本大震災の後、生産・輸出を中心に、大きく落ち込んだ。すなわち、生産設備の毀損やサプライチェーンにおける障害など供給面の制約を背景に、生産活動が大きく低下し、その結果、輸出も大幅に減少した。また、わが国の経済の先行きや原子力発電所の事故の影響などを巡る不透明感から、企業や家計のマインドが悪化したこともあって、国内民間需要も弱い動きとなった。

その後、多くの企業で、被災設備の復旧とともに、代替施設での生産や代替調達先の確保など、様々な努力と工夫が行われ、供給面の制約解消は、当初の予想を上回るペースで進んだ。電力需給を巡っては、定期検査後の原子力発電所の再稼働の問題などから、先行きの不確実性は払拭されていない。ただし、当初強く懸念されていた本年夏場については、電力会社による緊急的な供給体制の整備に加え、企業や家計による節電や電力使用平準化の工夫などによって、経済活動への大きな制約となることは回避できた。以上の結果、震災直後に大幅に落ち込んだ生産や輸出は、すでに震災

---

<sup>3</sup> わが国の金融システムの安定性に関する評価について、詳しくは「金融システムレポート」（日本銀行2011年10月）を参照。

前の水準に復している<sup>4</sup>。そうしたもとの、企業や家計のマインドの改善もあって、設備投資や個人消費などの国内民間需要についても、持ち直している。

以上のように、震災直後から夏場までは、日本経済の回復ペースは、供給面の制約が解消に向かう速度によって規定されてきた。しかし、供給面の制約がほぼ解消された現在では、需要面の動向が重要性を増してきている。そのことを念頭に置いて、先行きを展望すると、わが国経済は、当面、海外経済の減速や円高の影響を受けるものの、その後は海外経済の成長率が再び高まることや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。すなわち、2011年度下期は、輸出や生産を中心に、海外経済減速や円高の影響を受けるとみられる一方、資本ストック等の復元に向けた復興需要が、公共投資、民間設備投資、住宅投資、さらには耐久消費財の消費といった様々な面で、徐々に顕在化してくると考えられる。2012年度は、復興需要が年度を通じて寄与することに加え、海外経済の成長率が緩やかに高まり、輸出・生産を起点とする所得・支出への波及メカニズムが働くため、比較的高い成長率となることが予想される。2013年度については、復興需要の押し上げ寄与が徐々に減衰していくことなどから、成長率は、2012年度対比では鈍化するものの、新興国・資源国を中心とする堅調な海外需要のもとで、潜在成長率を上回る成長が続くと考えられる<sup>5</sup>。なお、2012年度までの見通しを、7月の中間評価時点の見通しと比べると、海外経済の減速や円高の影響から、

<sup>4</sup> 鉱工業生産の公表指数は、リーマン・ショックに伴う極端な振幅の影響を受けて、10～12月、1～3月の伸び率が高めに、4～6月、7～9月の伸び率が低めに算出されるようになっていていると考えられる。したがって、7～9月の生産水準は、実勢としては統計に表れている以上に高いと考えられる。

<sup>5</sup> 見通し期間中の潜在成長率を、生産関数アプローチに基づく一定の手法で推計すると、「0%台半ば」と計算される。ただし、潜在成長率は、推計手法や今後蓄積されていくデータにも左右される性格のものであるため、相当幅をもってみる必要がある。

幾分下振れると考えられる。以上の見通しについて、企業・家計の部門別にやや詳しく述べると、以下の通りである。

企業部門について、輸出や生産は、新興国・資源国を中心とした堅調な海外需要を背景に、増加を続けるとみられる。この点、当面は、海外経済の減速や円高の影響が下押し要因となるものの、その間においても、自動車を中心に、震災後に大きく取り崩された海外在庫を復元する動きや、国内で積み上がった受注残への対応も予想されるため、輸出や生産の増加基調自体は維持される可能性が高い。震災復興関連の需要については、今後、設備投資や住宅投資などの民間需要、公的需要ともに、徐々に強まっていくと予想される。このため、企業収益は、緩やかに改善していくと考えられる。設備投資についても、企業の年度計画にもみられるとおり、収益や内外需要の回復を背景に、緩やかに増加を続けていく可能性が高い<sup>6</sup>。この点に関連して、企業は、今後、円高の影響もあって、とくに海外での投資活動を強化していくとみられる。過去を振り返ると、海外投資の拡大は、部分的には国内投資を代替する面もみられたが、多くの場合、増加する現地需要をより有効に取り込むための戦略として実施され、国内では、海外拠点との差別化を図る高付加価値化などが進められてきた。今後についても、海外シフトが急速に進む場合には国内の設備投資や雇用への影響などについて注意が必要であるが、基本的には、海外投資と国内投資が、補完し合いながら増加していく動きが予想される。また、国内投資には、被災設備の修復・建替え、耐震工事、データのバックアップを含む事業継続能力の強化など、震災に起因する案件も押し上げに寄与する可能性が高い。

次に、家計部門について、雇用・所得環境をみると、震災後は、雇用調

---

<sup>6</sup> ちなみに、国内設備投資を対象とした短観の設備投資計画（9月）をみると、今年度下期分が小幅上方修正され、前年度を上回る計画となっている。

整助成金の支給要件が緩和されたこともあって、経済活動の落ち込みにもかかわらず、大幅な雇用調整は回避された。その間に削減された労働時間についても、生産を中心とした経済活動の持ち直しに伴い、製造業を中心に、回復してきている。賃金については、震災に伴う企業収益の悪化を背景に、本年夏の賞与が中小企業を中心に前年比マイナスとなるなど、弱めの動きとなった。先行きについては、経済活動の持ち直しが雇用・所得環境にも徐々に波及していくと考えられる。ただし、波及のタイムラグを考慮すると、雇用や賃金の増加基調が明確になるのは、2012年度以降になるとみられる。こうした雇用・所得環境のもとで、個人消費についてみると、震災後、生産の落ち込みやマインドの悪化などから、いったん弱い動きとなったが、このところ、全体として持ち直している。先行きについては、雇用・所得環境が徐々に改善に向かうもとで、次第に底堅さを増していくと予想される。この間、住宅投資については、低金利や復興需要などを背景に、見通し期間を通じて、緩やかに増加していくと考えられる。

## (2) 物価情勢

以上の経済情勢の展望を踏まえ、物価の動向を点検する。消費者物価（除く生鮮食品、以下同じ）の前年比の推移を基調的にみると、マクロ的な需給バランスが緩やかな改善傾向を続ける中、2009年末頃から下落幅は着実に縮小を続け、最近は概ねゼロ%となっている<sup>7</sup>。

先行きの物価を巡る環境を展望すると、マクロ的な需給バランスを反映する労働や設備の稼働状況は、景気が緩やかな回復をたどるもとで、徐々に改善していくと考えられる。中長期的な予想物価上昇率は、家計や企業、

---

<sup>7</sup> 消費者物価については、本年8月に、2010年基準の指数に切り替わり、前年比計数が本年1月分に遡って下方改定された。全国の総合除く生鮮ベースでの前年比下方改定幅は、1～7月の平均で約0.6%ポイントとなった。下方改定の要因としては、旧基準で低下していた耐久消費財の指数水準がリセットされたことに伴い、その価格下落が指数全体に与える影響が高まったことの影響が大きい。



エコノミストを対象としたアンケート調査等からみて、これまでのところ大きな変化はみられず、見通し期間においても安定的に推移すると想定できる。市場参加者やエコノミストによる中長期的な予想物価上昇率は、ここ数年、概ね1%程度で安定的に推移しており、基準改定によって消費者物価の前年比が下方改定された後も、特段の変化は見られていない。国際商品市況については、世界経済の減速などを背景にこのところ軟化しているが、やや長い目でみれば、基礎的な衣食住の水準を引き上げるニーズの旺盛な新興国が高い経済成長を続ける中で、食料やエネルギーを中心に、緩やかな上昇傾向をたどると考えられる。

以上の環境を前提に、物価情勢の先行きをみると、国内企業物価指数の前年比は、国際商品市況の緩やかな上昇や、マクロ的な需給バランスの改善を反映して、見通し期間を通じて緩やかな上昇を続けると見込まれる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移したあと、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスの改善を反映して、見通し期間の後半にかけてゼロ%台半ばになっていくと考えられる。

## 5. 上振れ要因・下振れ要因

### (1) 経済情勢

以上は、現時点で相対的に蓋然性が高いと判断される見通し（中心的な見通し）である。こうした見通しに対する上振れまたは下振れ要因としては、以下のような点に注意する必要がある。

第1に、欧州ソブリン問題を中心とする国際金融資本市場を巡る動向である。欧州のソブリン問題の帰趨について、その世界経済への影響も含めて不確実性が大きく、為替・金融資本市場において、グローバル投資家のリスク回避姿勢が一段と強まる可能性がある。その結果として、円高や株

価の下落が進めば、企業や家計のマインドを通じた影響も含め、わが国の景気の下振れ要因となる。また、欧州周縁国に限らず、多くの先進国における公的債務残高の増大が、国際金融資本市場の不安定化要因となっているだけに、わが国についても、財政再建に向けた取り組みが、市場によって不十分であると評価された場合は、長期金利の上昇や株価の下落などを通じて、实体经济にマイナスの影響が及ぶリスクがある。

第2に、上述の要因とも関連するが、海外経済の動向に関する不確実性がある。先進国経済の動向をみると、米国経済については、バランスシートの調整圧力が引き続き経済の重石となって作用しており、景気は上に弾みにくく、下に振れやすい状況にある。金融・財政政策の発動余地が限られているうえ、住宅価格の低迷が続き、雇用の回復ペースも鈍い中で、米国経済の減速が想定以上に長引くリスクには注意が必要である。欧州については、ソブリン問題を契機として、財政と金融システム、实体经济の負の相乗作用が、強まっていくことにならないかどうか、注視していく必要がある。この間、多くの新興国・資源国は、物価安定と成長を両立する形でソフトランディングできるかどうか、なお不透明感が高い。インフレ圧力の鎮静化がなかなか進まない場合は、成長率が下振れるリスクがあることに、注意が必要である。

以上の国際金融資本市場や海外経済の動向を巡っては、欧州における財政再建、金融システムの安定化や構造改革など、上述した様々な問題への取り組みが進められる結果、投資家のリスク回避姿勢や世界経済を巡る不確実性が後退していく可能性もある。その場合は、企業や家計のコンフィデンス回復を通じて、世界経済ひいては日本経済に対する上振れ要因になると考えられる。

第3に、復興需要に関する不確実性がある。被災地では、自動車や家電

製品をはじめとした耐久消費財の買い替え需要が、すでにある程度顕在化している。また、瓦礫の処理や仮設住宅の建設など、復興に向けた様々な活動も進められている。しかし、インフラ、企業設備、住宅建設など、各種資本ストックの復元は、民間需要、公的需要とも、現時点では限定的な規模にとどまっている。

これらの復興需要については、今後、街づくりの全体像も含めて復興計画が具体性を増し、補正予算等が執行されていく中で、徐々に本格化していくと考えられる。ただし、復興需要の規模やタイミング、またその景気刺激効果については、復興計画が具体化していくスピードや、民間需要の好循環を生み出す地域経済の将来展望を描けるかどうかなど、いくつかの要因に依存するため、引き続き幅をもってしておく必要がある。

第4に、企業や家計の中長期的な成長期待に関する不確実性がある。中心的な見通しでは、企業や家計の中長期的な成長期待は維持されることを想定しているが、企業や家計の成長期待が変化することがないかどうか注意を要する。すなわち、日本経済は、もともと急速な高齢化の進展などを背景に、経済成長率の趨勢的な低下という問題を抱えていたが、震災後は、電力需給を巡る不確実性や、震災からの着実な復旧・復興への取り組みなど、新たな課題にも直面している。こうした課題への対応を巡る展望がなかなか拓けない場合や、円高傾向が進み、企業収益や雇用・所得環境を継続的に下押す場合、また、海外生産シフトに対してそれに代わる新たな国内生産活動が生まれてこない場合には、企業や家計の中長期的な成長期待が低下し、見通し期間の景気も下振れるリスクが強まる。

一方、企業が、M&Aを含めた海外進出によりグローバル需要の開拓力を強め、国内では独自性や非価格競争力に優れた財・サービスの開発力を高めていけば、急速に高齢化が進む中であっても中長期的な成長期待が高

まる可能性もある。震災からの復興を契機に地域経済の活性化が進む場合や、財政や社会保障の持続性に向けた展望が拓けていく場合も、成長期待にプラスの影響がある。電力需給を巡る課題についても、それに取り組む中で技術革新や新たなビジネスモデルが生まれ、成長力強化へ向けた一つのきっかけになる可能性もある。

## (2) 物価情勢

物価情勢の先行きについても、上下両方向の不確実性がある。まず、景気について、上述のような上振れ、下振れ要因が顕現化した場合、物価にも相応の影響が及ぶとみられる。また、物価に固有の要因としては、第1に、企業や家計の中長期的な予想物価上昇率が挙げられる。経済成長率が今回の中心的な見通しに沿って推移する場合でも、消費者物価がしっかりとプラス圏で定着するようになるには、時間がかかると予想される。そうした環境のもとでは、企業や家計が、物価は中長期的にも上昇しにくいという予想を強める可能性がある。中長期的な予想物価上昇率が低下する場合には、見通し期間における実際の物価や賃金も、下振れる可能性が高まる。

第2に、輸入物価の動向である。原油をはじめとする一次産品の価格動向については、上下両方向に不確実性が大きい。基礎的な衣食住の水準を引き上げるニーズの旺盛な新興国が、高い経済成長を続ければ、食料やエネルギーに対する世界需要は拡大する一方、一次産品の供給力の拡大余地は、少なくとも短期的には限られている。そうした一次産品の需給構造を考えると、新興国経済の上振れが、国際商品市況の大幅な上昇につながる可能性がある。他方、世界経済の下振れリスクが顕現化した場合、グローバル投資家のリスク回避姿勢のさらなる強まりが、国際商品市況の下落を増幅する可能性もある。このほか、為替相場の変動も、实体经济を通じる

間接的な波及経路や、輸入物価を通じるより直接的な経路を通じて、消費者物価に相応の変化をもたらし得る。

## 6. 金融政策運営

日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」、すなわち「金融政策運営に当たり、各政策委員が、中長期的にみて物価が安定していると理解する物価上昇率」を念頭に置いた上で、経済・物価情勢について2つの「柱」による点検を行い、先行きの金融政策運営の考え方を整理することとしている。現在、「中長期的な物価安定の理解」については、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である」としている。

まず、第1の柱、すなわち先行き2013年度までの経済・物価情勢について、相対的に蓋然性が高いと判断される中心的な見通しについて点検する。上述の通り、わが国経済は、当面、海外経済減速や円高の影響を受けるものの、見通し期間を通じてみれば、新興国・資源国を中心に海外経済が高めの成長を維持するとみられることや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。物価面では、消費者物価の前年比は、2009年末頃から下落幅は着実に縮小を続け、最近では概ねゼロ%となっている。以上の最近までの動きも踏まえつつ、先行きを展望すると、消費者物価の前年比は、当面はゼロ%近傍で推移するが、中長期的な予想物価上昇率が安定的に推移するとの想定のもと、マクロ的な需給バランスの改善を反映して、見通し期間の後半にかけてゼロ%台半ばになっていくと考えられる。こうした経済・物価見通しを総合的に評価すると、日本経済は、「中長期的な物価安定の理解」に基づいて物価の安定が展望できる情勢になったと判断されるにはなお時間を要するものの、やや長い目でみれば、物価安定のもとでの持続的成長経路

に復していくと考えられる。

次に、第2の柱、すなわち、より長期的な視点も踏まえつつ、金融政策運営の観点から重視すべきリスクを点検する<sup>8</sup>。景気については、バランスシート調整が米国経済に与える影響には引き続き注意が必要である。また、欧州のソブリン問題については、今後、財政と金融システム、実体経済の負の相乗作用が、強まっていくことにならないかどうか、注視していく必要がある。新興国・資源国では、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。こうした海外情勢を巡る不確実性や、それらに端を発する為替・金融資本市場の変動が、わが国経済に与える影響については、丹念に点検していく必要がある。物価面では、国際商品市況の先行きについては、上下双方向に不確実性が大きい。中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

日本銀行は、昨年10月に導入した「包括的な金融緩和政策」のもとで、資産買入等の基金による金融資産の買入れ等を進めており、買入れ等の規模については、この間、累次にわたり大幅な増額を行ってきている。また、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、問題が生じていないことを条件に、「中長期的な物価安定の理解」に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針を明らかにしている。

先行きの金融政策運営については、上述の2つの柱による点検を踏まえ、日本銀行は、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するために、包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、金融市場の安定確保、成長基盤強化の支援という3つの措置を通

---

<sup>8</sup> 例えば、発生確率は必ずしも大きくないものの、発生した場合には経済・物価に大きな影響を与える可能性があるリスク要因も含めて、点検を行っている。

じて、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。

日本経済が直面している問題は、リーマン・ショック後の大幅な需要の落ち込みからの回復という短期・循環的な問題にはとどまらない。より根源的には、中長期的な成長期待の低下という、長期的・構造的な要因が重要である。すなわち、わが国経済は、これまでも、急速な高齢化や労働生産性の伸び悩みなどを背景とした経済成長率の趨勢的な低下という基本的な課題に直面してきた。加えて、日本経済は、震災からの復旧・復興という新たな課題にも直面している。対GDP比で先進国中最大の政府債務を抱えるもとの、市場からの信認を確保し続けていくため、中期的な財政健全化への展望を明確にする必要にも迫られている。こうした課題を克服し、先行き、新たな経済発展の基礎を築いていくためには、日本経済が置かれている以上の状況を正しく認識しつつ、政府、中央銀行、金融機関、民間企業とも、中長期的に持続可能な成長力の強化に向けて、それぞれの役割に即した取り組みを続けていくことが重要である。

以 上

## (参考1)

## ▽2011～2013年度の政策委員の大勢見通し

—対前年度比、%。なお、&lt; &gt;内は政策委員見通しの中央値。

	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2011年度	+0.2～+0.4 <+0.3>	+1.7～+2.0 <+1.8>	0.0～0.0 <0.0>
7月時点の見通し	+0.2～+0.6 <+0.4>	+2.2～+2.5 <+2.4>	+0.6～+0.8 <+0.7>
2012年度	+2.1～+2.4 <+2.2>	+0.1～+0.3 <+0.2>	0.0～+0.2 <+0.1>
7月時点の見通し	+2.5～+3.0 <+2.9>	+0.5～+0.9 <+0.6>	+0.6～+0.7 <+0.7>
2013年度	+1.3～+1.6 <+1.5>	+0.7～+0.9 <+0.8>	+0.4～+0.6 <+0.5>

(注1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を1個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注3) 消費者物価指数は、従来の2005年基準から2010年基準に変更されている。前回から今回にかけての見通しの修正には、この基準年の変更が大きく影響している。

(注4) 消費者物価指数の参考指数として、連鎖基準指数が公表されている。その連鎖基準指数ベースでみた場合、先行き2013年ごろの前年比は、通常の固定基準年指数に基づく今回の消費者物価見通しに比べて、若干低くなっている可能性がある。

(注5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

—対前年度比、%。

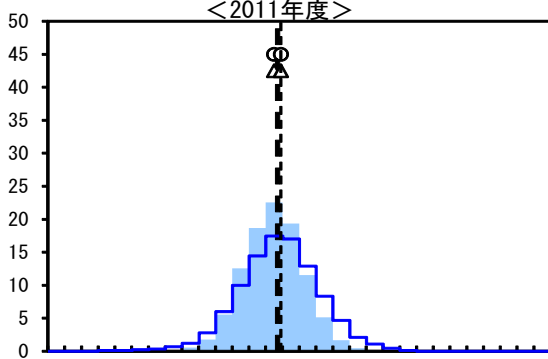
	実質GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2011年度	+0.2～+0.4	+1.7～+2.1	-0.1～+0.1
7月時点の見通し	+0.2～+0.6	+2.2～+2.6	+0.5～+0.8
2012年度	+2.0～+2.4	+0.1～+0.4	-0.1～+0.3
7月時点の見通し	+2.5～+3.0	+0.3～+1.0	+0.4～+0.8
2013年度	+1.2～+1.7	+0.6～+1.0	+0.3～+0.7



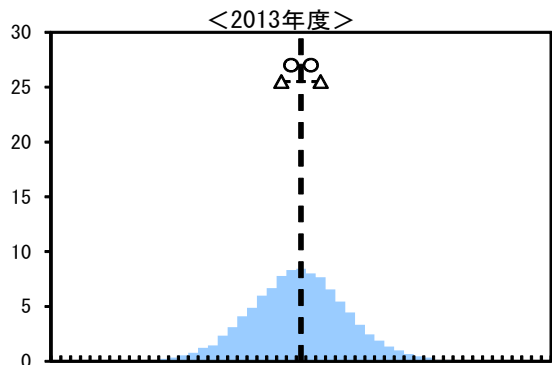
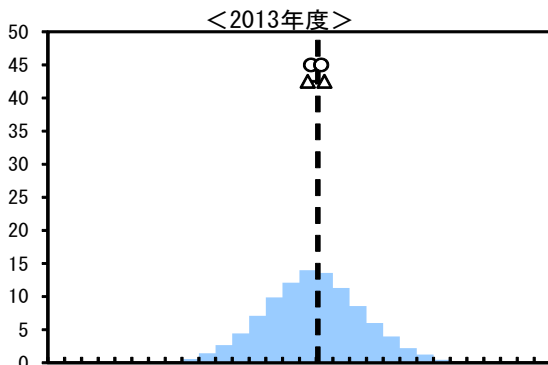
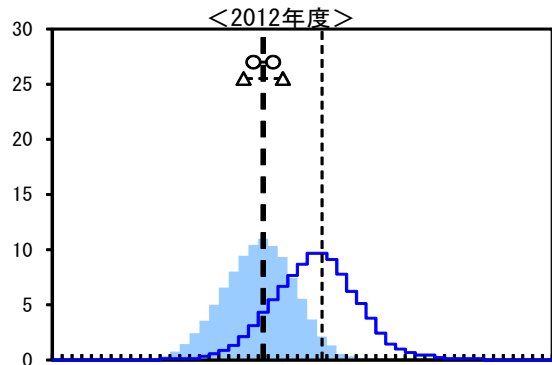
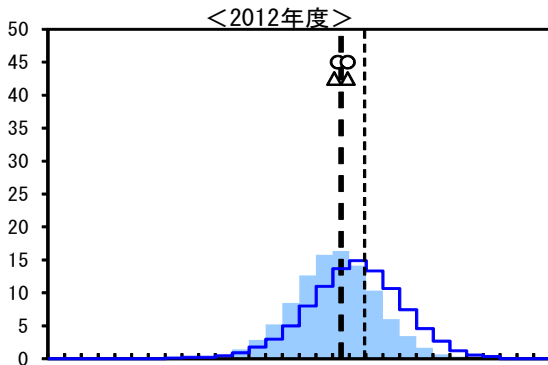
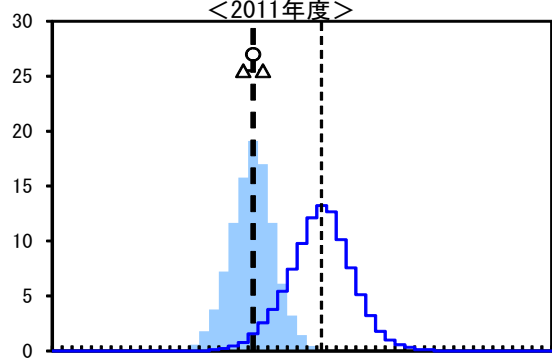
(参考2)

## リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数 (除く生鮮食品)



(注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2011年7月時点の確率分布を表す。

(注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、○で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、△で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。

(注3) 縦の細点線は、2011年7月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。

(注4) 消費者物価指数は、従来の2005年基準から2010年基準に変更されている。前回から今回にかけての見通しの修正には、この基準年の変更が大きく影響している。

(注5) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(23年11月16日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年11月16日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別紙

2011年11月16日

日本銀行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致<sup>(注1)</sup>)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。

2. わが国の経済は、持ち直しの動きが続いているものの、海外経済の減速の影響などから、そのペースは緩やかになっている。すなわち、国内需要をみると、設備投資は緩やかに増加しているほか、個人消費についても底堅く推移している。一方、輸出や生産は、震災後に減少した海外在庫の復元もあって増加を続けているが、海外経済の減速の影響などから、そのペースは緩やかになっている。この間、国際金融資本市場の緊張度は引き続き高いものの、わが国の金融環境は、緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。

3. 先行きのわが国経済は、当面、海外経済の減速や円高に加えて、タイの洪水の影響を受けるとみられる。もっとも、その後は、新興国・資源国に牽引される形で海外経済の成長率が再び高まることや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。

4. 景気のリスク要因をみると、欧州ソブリン問題は、欧州経済のみならず国際金融資本市場への影響などを通じて、世界経済の下振れをもたらす可能性がある。米国経済については、バランスシート調整の影響などから、減速が長引く可能性がある。新興国・資源国では、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。海外金融経済情勢を巡る以上の不確実性が、わが国経済に与える影響について、引き続き注視していく必要がある。

物価面では、国際商品市況の先行きについては、上下双方向に不確実性が大きい。また、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、資産買入等の基金の規模を累次にわたり大幅に増額し、そのもとで、金融資産の買入れ等を着実に進めている。また、日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」<sup>(注2)</sup>に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針を明らかにしている。日本銀行としては、こうした包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、さらには、金融市場の安定確保や成長基盤強化の支援を通じて、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するよう、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。

以 上

(注2) 「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である。」

(23年11月30日決定)

「国際短期金融市場の緊張への中央銀行の協調対応策」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2011年11月30日  
日 本 銀 行

### 国際短期金融市場の緊張への中央銀行の協調対応策

カナダ銀行、イングランド銀行、日本銀行、欧州中央銀行、米国連邦準備制度およびスイス国民銀行は、本日、国際金融システムに対する流動性支援提供能力を拡充するための協調対応策を公表した。本日公表する協調対応策は、金融市場における緊張を和らげることによって、こうした緊張が家計や企業に対する信用供給に及ぼす影響を軽減し、ひいては経済活動を支えることを目的としている。

上記中央銀行は、既存の時限的な米ドル・スワップ取極に適用される金利を 50 ベーシス・ポイント引き下げ、新しい金利を米ドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ・レートに 50 ベーシス・ポイント上乗せしたものとすることに合意した<sup>(注1)</sup>。新しい金利は、2011年12月5日以降実施されるすべてのオペレーションに適用される。米ドル・スワップ取極の期限は、2013年2月1日まで延長される。なお、イングランド銀行、日本銀行、欧州中央銀行およびスイス国民銀行は、3か月物資金供給の入札オファーを、継続して実施する。

上記中央銀行は、不測の事態への対応措置として、市場の状況によって必要とされる場合に各国・地域において上記中央銀行いずれの通貨でも流動性供給を行えるよう、各中央銀行間でそれぞれ時限的なスワップ取極を締結することにも合意した。現時点では米ドル以外の外国通貨での流動性供給が必要な状況ではないが、仮にそうした必要が生じた場合に速やかに対応し得るよう、取極を整えておくことが適当と判断される。これらのスワップ取極は、2013年2月1日まで継続することとする。

(注1) オーバーナイト・インデックス・スワップとは、一定期間の翌日物金利と固定金利を交換する金利スワップ取引であり、その金利は、該当期間における平均的な翌日物金利に関する市場の予測を反映したものになる。

## **日本銀行の措置**

日本銀行は、本日、臨時金融政策決定会合を開催し、上記中央銀行と協調して、最近の国際短期金融市場の緊張に対応するための措置を講じることとした。具体的には、現在日本銀行が実施している固定金利方式の米ドル資金供給オペレーションの貸付金利を0.5%ポイント引き下げ、12月5日以降のオペレーションから適用する。この引き下げにより、新たな貸付金利は、貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場の実勢金利に0.5%ポイント上乘せしたものとなる<sup>(注2)</sup>。また、現在米国連邦準備制度との間で締結している米ドル・スワップ取極、およびこれを原資とする米ドル資金供給オペレーションの期限を、2013年2月1日まで6か月延長することとした。さらに、上記中央銀行との間で、2013年2月1日を期限とする為替スワップ取極を締結することとした。これにより、日本銀行は、5中央銀行が必要とする場合に円資金を供給することが可能となるとともに、日本銀行が必要とする場合に現行の米ドルを含む5通貨の調達が可能となる。

わが国の金融環境は、緩和の動きが続いており、わが国金融機関の外貨資金繰り動向をみても問題は生じていない。しかし、今後、国際金融資本市場が一段と不安定化した場合、その影響がわが国にも及ぶ可能性がある。日本銀行としては、今後とも各国中央銀行と緊密に協力しつつ、金融市場の安定確保に努めていく方針である。

## **各国中央銀行の措置**

各国中央銀行の措置については、下記ウェブサイト参照。

カナダ銀行 <http://www.bankofcanada.ca>

イングランド銀行 <http://www.bankofengland.co.uk>

欧州中央銀行 <http://www.ecb.int>

米国連邦準備制度 <http://www.federalreserve.gov>

スイス国民銀行 <http://www.snb.ch>

以 上

---

(注2) 固定金利方式の米ドル資金供給オペレーションの貸付金利は、ニューヨーク連邦準備銀行が貸付期間に応じたドル・オーバーナイト・インデックス・スワップ市場における実勢金利を勘案して指定する利率に決まっており、これは上記スワップ取極の金利と同じである。

(23年11月30日決定)

## 金融市場調節方針の決定に関する件

(案件)

次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表すること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

別 添

2011年11月30日  
日 本 銀 行

### 当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致<sup>(注)</sup>)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

以 上

---

(注)賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。欠席：宮尾委員。

(23年12月21日決定)

### 金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(23年12月21日決定)

### 「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2011年12月21日

日 本 銀 行

#### 当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致<sup>(注1)</sup>)。

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

(注1) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。

2. わが国の経済は、海外経済の減速や円高の影響などから、持ち直しの動きが一服している。すなわち、国内需要をみると、設備投資は緩やかな増加基調にあるほか、個人消費についても底堅く推移している。一方、輸出や生産は、海外経済の減速や円高に加えて、タイの洪水の影響もあって、横ばい圏内の動きとなっている。企業の業況感については、内需関連業種に底堅さがみられるものの、全体としては、改善の動きが鈍化している。この間、国際金融資本市場の緊張度は引き続き高いものの、わが国の金融環境は、緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。

3. 先行きのわが国経済は、当面、横ばい圏内の動きになるとみられるが、その後は、新興国・資源国に牽引される形で海外経済の成長率が再び高まることや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。

4. 景気のリスク要因をみると、欧州ソブリン問題は、欧州経済のみならず国際金融資本市場への影響などを通じて、世界経済の下振れをもたらす可能性がある。米国経済については、バランスシート調整の影響などから、減速が長引く可能性がある。新興国・資源国では、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。海外金融経済情勢を巡る以上の不確実性が、わが国経済に与える影響について、引き続き注視していく必要がある。

物価面では、国際商品市況の先行きについては、上下双方向に不確実性が大きい。また、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。

5. 日本銀行は、資産買入等の基金の規模を累次にわたり大幅に増額し、そのもとで、金融資産の買入れ等を着実に進めている。また、日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」<sup>(注2)</sup>に基づき、物価の安定が展望できる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針を明らかにしている。日本銀行としては、こうした包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、さらには、金融市場の安定確保や成長基盤強化の支援を通じて、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するよう、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。

以上

(注2) 「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である。」



(23年12月21日承認)

2012年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等に関する件

(案 件)

2012年1月から12月の金融政策決定会合の開催予定日等を、別添のとおりとすること。

別 添  
2011年12月21日  
日 本 銀 行

### 金融政策決定会合等の日程(2012年1月~12月)

	会合開催	議事要旨公表	経済・物価情勢の 展望(基本的見解) 公表	(参考) 金融経済月報 公表
2012年1月	23日<月>・24日<火>	2月17日<金>		25日<水>
2月	13日<月>・14日<火>	3月16日<金>		15日<水>
3月	12日<月>・13日<火>	4月13日<金>		14日<水>
4月	9日<月>・10日<火> 27日<金>	5月7日<月> 5月28日<月>	27日<金>	11日<水>
5月	22日<火>・23日<水>	6月20日<水>		24日<木>
6月	14日<木>・15日<金>	7月18日<水>		18日<月>
7月	11日<水>・12日<木>	8月14日<火>		13日<金>
8月	8日<水>・9日<木>	9月24日<月>		10日<金>
9月	18日<火>・19日<水>	10月11日<木>		20日<木>
10月	4日<木>・5日<金> 30日<火>	11月2日<金> 11月26日<月>	30日<火>	9日<火>
11月	19日<月>・20日<火>	12月26日<水>		21日<水>
12月	19日<水>・20日<木>	未 定		21日<金>

(注) 各公表資料の公表時間は原則として以下のとおり。

- 「議事要旨」・・・・・・・・・・・・・・・・・・8時50分
- 「経済・物価情勢の展望」基本的見解・・・・・・15時  
背景説明を含む全文・・・・翌営業日の14時  
(ただし、「経済・物価情勢の展望(2012年4月)」の背景説明  
を含む全文は4月28日<土>の14時に公表)
- 「金融経済月報」・・・・・・・・・・・・・・・・・・14時  
(「概要」の英訳は14時、全文の英訳  
は翌営業日の16時30分)

(24年1月24日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(24年1月24日決定)

「当面の金融政策運営について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年1月24日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した(全員一致<sup>(注1)</sup>)。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

<sup>(注1)</sup> 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。

2. わが国の経済は、海外経済の減速や円高の影響などから、横ばい圏内の動きとなっている。すなわち、国内需要をみると、設備投資は緩やかな増加基調にあるほか、個人消費についても底堅く推移している。一方、輸出や生産は、海外経済の減速や円高に加えて、タイの洪水の影響も残るもとで、横ばい圏内の動きとなっている。この間、国際金融資本市場の緊張度は引き続き高いものの、わが国の金融環境は、緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。
3. 先行きのわが国経済は、当面、横ばい圏内の動きを続けるとみられるが、その後は、新興国・資源国に牽引される形で海外経済の成長率が再び高まることや、震災復興関連の需要が徐々に顕在化していくことなどから、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。
4. 10月の「展望レポート」で示した見通しと比べると、2011年度の成長率は、海外経済の減速に加え、過去の実績値の改定の影響もあって、下振れるとみられる。もっとも、わが国経済は、2012年度前半には、緩やかな回復経路に復していくとみられ、2012年度および2013年度の成長率については概ね見通しに沿って推移すると予想される。物価については、国内企業物価・消費者物価（除く生鮮食品）とも、概ね見通しに沿って推移すると予想される。
5. 景気のリスク要因をみると、欧州ソブリン問題は、欧州経済のみならず国際金融資本市場への影響などを通じて、世界経済の下振れをもたらす可能性がある。米国経済については、このところ一部に底堅い動きもみられているが、バランスシートの調整圧力は引き続き経済の重石となっている。新興国・資源国では、物価安定と成長を両立することができるかどうか、なお不透明感が高い。海外金融経済情勢を巡る以上の不確実性が、わが国経済に与える影響について、引き続き注視していく必要がある。
- 物価面では、国際商品市況の先行きについては、地政学リスクの影響を含めて、不確実性が大きい。また、中長期的な予想物価上昇率の低下などにより、物価上昇率が下振れるリスクもある。
6. 日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」<sup>(注2)</sup>に基づき、物価の安定が展望で

(注2) 「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、中心は1%程度である。」

きる情勢になったと判断するまで、実質ゼロ金利政策を継続していく方針である。また、日本銀行は、資産買入等の基金の規模を累次にわたって大幅に増額することにより金融緩和を強化してきており、そのもとで、金融資産の買入れ等を着実に進めている。日本銀行としては、こうした包括的な金融緩和政策を通じた強力な金融緩和の推進、さらには、金融市場の安定確保や成長基盤強化の支援を通じて、日本経済がデフレから脱却し、物価安定のもとでの持続的成長経路に復帰するよう、中央銀行としての貢献を粘り強く続けていく方針である。

以 上

(参考 1)

▽2011～2013 年度の政策委員の大勢見通し

——対前年度比、%。なお、< >内は政策委員見通しの中央値。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2011 年度	-0.4～-0.3 <-0.4>	+1.8～+1.9 <+1.8>	-0.1～ 0.0 <-0.1>
10 月時点の見通し	+0.2～+0.4 <+0.3>	+1.7～+2.0 <+1.8>	0.0～ 0.0 < 0.0>
2012 年度	+1.8～+2.1 <+2.0>	-0.1～+0.2 <+0.1>	0.0～+0.2 <+0.1>
10 月時点の見通し	+2.1～+2.4 <+2.2>	+0.1～+0.3 <+0.2>	0.0～+0.2 <+0.1>
2013 年度	+1.4～+1.7 <+1.6>	+0.6～+1.0 <+0.8>	+0.4～+0.5 <+0.5>
10 月時点の見通し	+1.3～+1.6 <+1.5>	+0.7～+0.9 <+0.8>	+0.4～+0.6 <+0.5>

(注 1) 「大勢見通し」は、各政策委員が最も蓋然性の高いと考える見通しの数値について、最大値と最小値を 1 個ずつ除いて、幅で示したものであり、その幅は、予測誤差などを踏まえた見通しの上限・下限を意味しない。

(注 2) 各政策委員は、政策金利について市場金利に織り込まれたとみられる市場参加者の予想を参考にしつつ、上記の見通しを作成している。

(注 3) 2011 年度の実質 GDP 成長率の修正には、過去の実績値の改定に伴い、2011 年度への発射台（年度中の各期の前期比伸び率がゼロであった場合の年度平均の前年比）が約 0.5%ポイント低下したことの影響も大きい。

(注 4) 消費者物価指数の参考指数として、連鎖基準指数が公表されている。その連鎖基準指数ベースでみた場合、先行き 2013 年ごろの前年比は、通常の固定基準年指数に基づく今回の消費者物価見通しに比べて、若干低くなっている可能性がある。

(注 5) 政策委員全員の見通しの幅は下表の通りである。

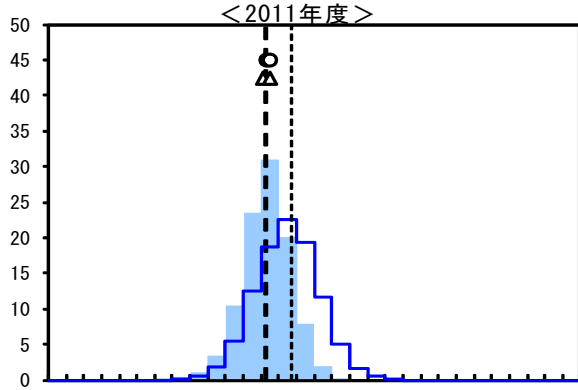
——対前年度比、%。

	実質 GDP	国内企業物価指数	消費者物価指数 (除く生鮮食品)
2011 年度	-0.5～-0.3	+1.7～+1.9	-0.1～ 0.0
10 月時点の見通し	+0.2～+0.4	+1.7～+2.1	-0.1～+0.1
2012 年度	+1.8～+2.2	-0.2～+0.2	-0.2～+0.3
10 月時点の見通し	+2.0～+2.4	+0.1～+0.4	-0.1～+0.3
2013 年度	+1.4～+1.8	+0.5～+1.0	+0.2～+0.6
10 月時点の見通し	+1.2～+1.7	+0.6～+1.0	+0.3～+0.7

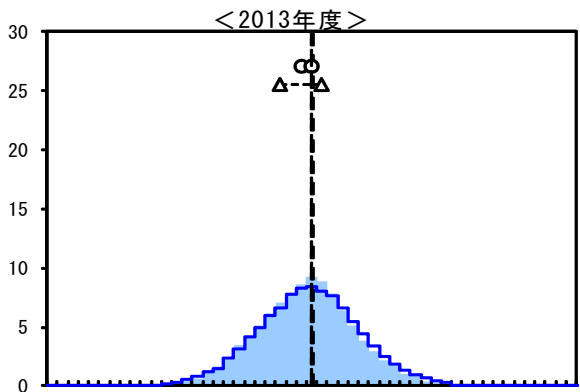
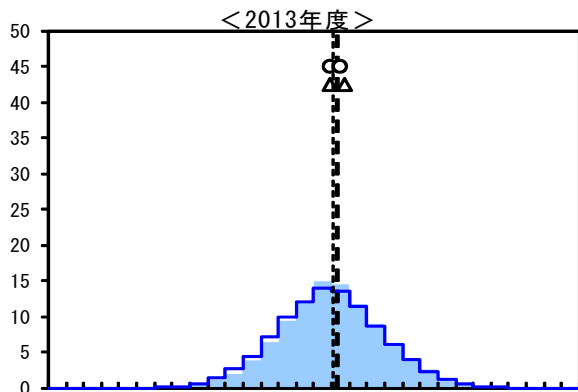
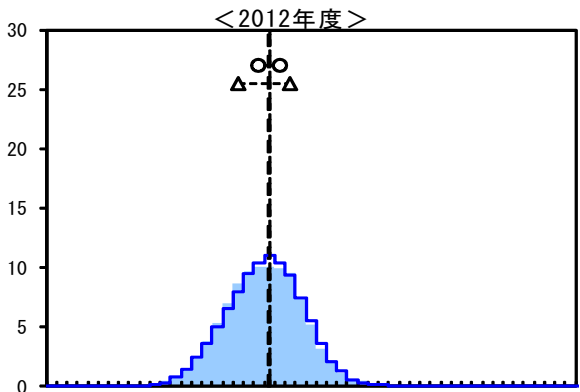
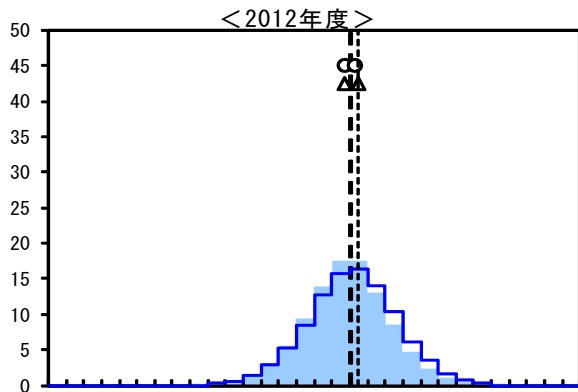
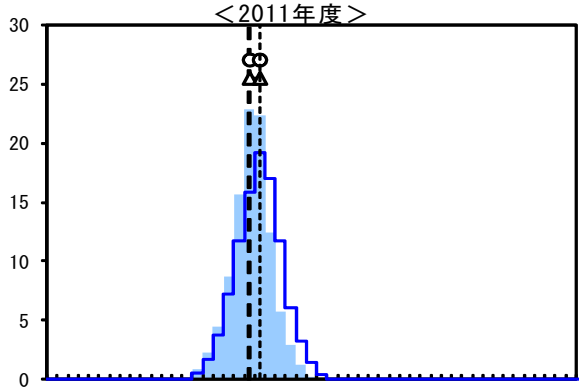
(参考2)

## リスク・バランス・チャート

(1) 実質GDP



(2) 消費者物価指数(除く生鮮食品)



(注1) 縦軸は確率(%)を、横軸は各指標の値(前年比、%)を示す。今回の確率分布は棒グラフで示されている。実線は2011年10月時点の確率分布を表す。

(注2) 縦の太点線は、政策委員の見通しの中央値を表す。また、○で括られた範囲は政策委員の大勢見通しを、△で括られた範囲は全員の見通しを、それぞれ表す。

(注3) 縦の細点線は、2011年10月時点の政策委員の見通しの中央値を表す。

(注4) リスク・バランス・チャートの作成手順については、2008年4月の「経済・物価情勢の展望」BOXを参照。

(24年2月14日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(24年2月14日決定)

「金融緩和の強化について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年2月14日

日 本 銀 行

金融緩和の強化について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下の決定を行った。

(1) 中長期的に持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率として、「中長期的な物価安定の目途」を示すこととする<sup>(注1)</sup>。日本銀行としては、「中長期的な物価安定の目途」は、消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域にあ

(注1) 「『中長期的な物価安定の目途』について」を参照。

ると判断しており、当面は1%を目途とする。

(2) 当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたりスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないことを条件とする。

(3) 資産買入等の基金を55兆円程度から65兆円程度に10兆円程度増額する。買入れの対象は長期国債とする<sup>(注2)</sup>。現在、資産買入等の基金の残高は43兆円程度であるため、今回の増額分と併せ、本年末までに残高は22兆円程度増加することになる<sup>(注3)</sup>。

2. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、「無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す」ことを決定した(全員一致<sup>(注4)</sup>)。

3. わが国経済は、海外経済の減速や円高の影響などから、横ばい圏内の動きとなっている。一方、わが国の金融環境については、緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、概ねゼロ%となっている。

4. わが国経済の先行きについては、欧州債務問題の今後の展開やその帰趨、電力需給の動向や円高の影響など、引き続き不確実性が大きい。もっとも、最近では、欧州債務問題を巡る国際金融資本市場の緊張は、昨年末頃に比べると幾分和らいでいる。米国経済では、バランスシート調整の重石はあるものの、このところ改善の動きがみられている。わが国についても、内需は震災復興関連の需要もあって底堅い展開を辿っている。

5. 日本銀行は、先行きの内外経済の不確実性がなお大きい中で、最近みられている前向きな動きを金融面からさらに強力に支援し、わが国経済の緩やかな回復経路への復帰をより確実なものとする必要があると判断した。このため、今回、わが国経済のデフレ脱却と物価安定のもとでの持続的な成長の実現に向けて、日本銀行の政策姿勢をより明確化するとともに、金融緩和を一段と強化することを決定した。日

(注2) 基金の内容等については別紙参照。

(注3) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間21.6兆円の長期国債の買入れを行っている。

(注4) 賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。



本銀行としては、引き続き強力な金融緩和を推進していく。併せて、わが国経済の成長基盤強化にも、中央銀行の立場から取り組んでいく。この間、欧州債務問題がわが国の金融市場ひいては金融システムの安定を脅かすことのないよう、万全を期していく。

6. わが国経済は、現在、急速な高齢化のもとで、趨勢的な成長率の低下という長期的・構造的な課題に直面している。この課題への取り組みは、わが国経済の新たな経済成長の基礎を築いていくうえで不可欠である。デフレからの脱却は、こうした成長力強化の努力と金融面からの後押しを通じて実現されていくものである。以上を念頭に、民間企業、金融機関、そして政府、日本銀行がそれぞれの役割に即して取り組みを続けていくことが、重要である。

以 上

## 今回の「資産買入等の基金」の増額について

## 1. 増額の内容

	導入時の規模	従来 の規模	今回の増額幅	増額後の規模
<b>総額</b>	<b>35</b> 兆円 程度	<b>55</b> 兆円 程度	<b>+10</b> 兆円 程度	<b>65</b> 兆円 程度
資産の買入れ	5.0	20.0	+10.0	30.0
長期国債 <sup>(注)</sup>	1.5	9.0	+10.0	19.0
国庫短期証券	2.0	4.5	—	4.5
CP等	0.5	2.1	—	2.1
社債等	0.5	2.9	—	2.9
指数連動型上場 投資信託	0.45	1.4	—	1.4
不動産投資信託	0.05	0.11	—	0.11
固定金利方式・ 共通担保資金供給 オペレーション	30.0	35.0	—	35.0
期間3か月	20.0	20.0	—	20.0
期間6か月	10.0	15.0	—	15.0

(注) 日本銀行は、資産買入等の基金とは別に、年間 21.6 兆円の長期国債の買入れを行っている。

## 2. 2012 年末を目途に増額を完了する。

以上

(24年2月14日決定)

「中長期的な物価安定の目途」の公表に関する件  
(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年2月14日  
日 本 銀 行

「中長期的な物価安定の目途」について

1. 日本銀行は、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資すること」を理念として、金融政策を運営している。その際の「物価の安定」は、中長期的に持続可能なものでなければならない。
2. 本日の政策委員会・金融政策決定会合では、わが国経済のデフレ脱却と物価安定のもとでの持続的な成長の実現に向けた日本銀行の姿勢をさらに明確化する取り組みの一環として、「中長期的な物価安定の目途」を新たに導入した。
3. 「中長期的な物価安定の目途」は、日本銀行として、中長期的に持続可能な物価の安定と整合的と判断する物価上昇率を示したものである。この「中長期的な物価安定の目途」について、日本銀行は、消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域にあると判断しており、当面は1%を目途とすることとした。従来は、「中長期的な物価安定の理解」として、中長期的にみて物価が安定していると各政策委員が理解する物価上昇率の範囲を示していた。
4. 「中長期的な物価安定の目途」の背後にある「物価の安定」についての基本的な考え方については、以下のとおり、これまでと同様であることを確認した。
  - ①概念的定義：「物価の安定」とは、家計や企業等が物価水準の変動に煩わされることなく、経済活動にかかる意思決定を行うことができる状況である。

②時間的視野：十分長い先行きの経済・物価の動向を予測しながら、中長期的にみて「物価の安定」を実現するように努めるべきものである。

③中心的指標：物価指数としては、国民の実感に即した、家計が消費する財・サービスを対象とした指標が基本となり、中でも、統計の速報性の点などからみて、消費者物価指数が重要である。

5. 「中長期的な物価安定の目途」を具体的な数値として示すに当たっては、これまでの点検と同様、①物価指数の計測誤差（バイアス）、②物価下落と景気悪化の悪循環への備え（のりしろ）、③家計や企業が物価の安定と考える状態（国民の物価観）、の3つの観点を踏まえて検討した。その際、日本経済の構造変化や国際的な経済環境などを巡り、先行きの不確実性が大きいことに留意する必要がある。このため、「中長期的な物価安定の目途」について、現時点では、「消費者物価の前年比上昇率が2%以下のプラスの領域にある」とある程度幅を持って示すこととした。そのうえで、「当面は1%を目途」として、金融政策運営において目指す物価上昇率を明確にした。

6. 「中長期的な物価安定の目途」は、今後も原則としてほぼ1年ごとに点検していくこととする。

以 上

(24年3月13日決定)

金融市場調節方針の決定に関する件

(案 件)

1. 次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとすること。

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、0~0.1%程度で推移するよう促す。

2. 対外公表文は別途決定すること。

(24年3月13日決定)

「当面の金融政策運営および成長基盤強化支援の拡充等について」の公表に関する件

(案 件)

標題の件に関し、別紙のとおり対外公表すること。

別 紙

2012年3月13日

日 本 銀 行

当面の金融政策運営<sup>(注1)</sup>および成長基盤強化支援の拡充等について

1. わが国経済は、現在、急速な高齢化のもとで、趨勢的な成長率の低下という長期的・構造的な課題に直面している。この課題への取り組みは、わが国経済の新たな経済成長の基礎を築いていくうえで不可欠である。デフレからの脱却は、こうした成長力強化の努力と金融面からの後押しを通じて実現されていくものである。以上を念頭に、民間企業、金融機関、そして政府、日本銀行がそれぞれの役割に即して

(注1) 本日の金融政策決定会合では、宮尾委員より、資産買入等の基金を5兆円程度増額し、70兆円程度とする議案が提出され、反対多数で否決された(賛成:宮尾委員、反対:白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、森本委員、白井委員、石田委員)。

取り組みを続けていくことが、重要である。

2．こうした認識のもとで、日本銀行は、2月に政策姿勢をより明確化するとともに、金融緩和を一段と強化した。これに続き、本日の政策委員会・金融政策決定会合においては、以下の通り、成長基盤強化を支援するための資金供給（以下、成長支援資金供給）を拡充することを決定した。円貨、外貨両面での拡充により、貸付額の総額は、3兆5千億円から5兆5千億円に2兆円増加する。

（1）成長支援資金供給（本則）では対象としていない小口の投融資を対象に、新たに5千億円の貸付枠（小口特則）を導入する（別紙1）。

（2）成長に資する外貨建て投融資を対象に、日本銀行が保有する米ドル資金を用いて、新たに1兆円の貸付枠（米ドル特則）を導入する（骨子素案、別紙2）。本特則については、議長は、執行部に対し、次回の金融政策決定会合までに具体的な検討を行い、報告するよう指示した。

（3）2010年6月に導入した成長支援資金供給（本則）について、新規貸付の受付期限を2014年3月末まで2年延長するとともに、貸付枠を3兆円から3兆5千億円に5千億円増額する。

（4）2011年6月に導入した出資や動産・債権担保融資（いわゆる「ABL」）などを対象とした成長支援資金供給（ABL特則）について、現行5千億円の貸付枠のもとで、新規貸付の受付期限を2014年3月末まで2年延長する。

3．被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションについては、現行1兆円の貸付枠のもとで、貸付の受付期限を2013年4月末まで1年延長することとした。被災地企業等にかかる担保要件の緩和措置についても、その適用期限を2014年4月末まで1年延長した。

4．次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針については、以下のとおりとすることを決定した（全員一致<sup>（注2）</sup>）。

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、0～0.1%程度で推移するよう促す。

5．海外経済をみると、全体としてなお減速した状態から脱していないが、米国経済にこのところ改善の動きがみられているほか、欧州経済も停滞感の強まりに歯止め

（注2）賛成：白川委員、山口委員、西村委員、中村委員、亀崎委員、宮尾委員、森本委員、白井委員、石田委員。  
反対：なし。

がかかっている。国際金融資本市場も幾分落ち着きを取り戻してきている。

わが国の経済は、持ち直しに向けた動きもみられているが、なお横ばい圏内にある。国内需要をみると、設備投資は、被災した設備の修復などから、緩やかな増加基調にあるほか、個人消費についても、自動車に対する需要刺激策の効果もあって、底堅さを増している。一方、輸出や生産は、海外経済の減速や円高の影響などから、引き続き横ばい圏内の動きとなっている。この間、わが国の金融環境は、緩和の動きが続いている。物価面では、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、概ねゼロ%となっている。

- 6．先行きのわが国経済については、新興国・資源国に牽引されるかたちで海外経済の成長率が再び高まり、また、震災復興関連の需要が徐々に強まっていくにつれて、次第に横ばい圏内の動きを脱し、緩やかな回復経路に復していくと考えられる。実際、このところ、生産や公共投資などにも先行きの持ち直しをうかがわせる動きがみられ始めている。消費者物価の前年比は、当面、ゼロ%近傍で推移するとみられる。

景気のリスク要因をみると、欧州債務問題の今後の展開や国際商品市況の動向、新興国・資源国の物価安定と成長の両立の可能性など、世界経済を巡る不確実性が引き続き大きい。物価面では、国際商品市況や中長期的な予想物価上昇率の動向などを、注視する必要がある。

- 7．日本銀行は、中長期的に持続可能な物価の安定と整合的な物価上昇率は、消費者物価の前年比上昇率で2%以下のプラスの領域にあると判断している。そのうえで、当面、消費者物価の前年比上昇率1%を目指して、それが見通せるようになるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置により、強力に金融緩和を推進していく。ただし、金融面での不均衡の蓄積を含めたリスク要因を点検し、経済の持続的な成長を確保する観点から、問題が生じていないことを条件とする。

併せて、本日拡充を決定した成長支援資金供給を通じて、わが国経済の成長支援にも取り組んでいく。

以 上

成長支援資金供給における小口投融資を対象とした新たな貸付枠の概要

1. 対象とする投融資

わが国経済の成長に資すると認められる、1件当たり100万円以上1,000万円未満の投融資。金額以外の要件は本則<sup>(注1)</sup>と同じ。

2. 対象先金融機関

成長支援資金供給の対象先金融機関。

3. 資金供給方式

有担保貸し付け<sup>(注2)</sup>。

4. 貸付期間

1年とし、3回の借り換えを可能とする(最長4年)。

5. 貸付利率

貸付実行日における誘導目標金利<sup>(注3)</sup>。現行は年0.1%。

6. 貸付総額

5,000億円。

7. 対象先金融機関毎の貸付限度額

(1) 対象先金融機関毎の貸付残高の上限は、本則と合算で、1,500億円。

(2) 各対象先金融機関は、2010年4月以降に行った、期間1年以上の個別投融資の残高の範囲内で、借り入れを行うことができる。

8. 貸付受付期限

2014年3月末(新規貸付の最終実行期限は同年6月末)。

以上

(注1) 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」(2010年6月15日決定)に基づく資金供給。1件当たりの金額が1,000万円以上の投融資が対象。

(注2) 金融機関が日本銀行との間の各種取引のために差入れる担保を使用。

(注3) 日本銀行が金融市場調節方針において誘導目標として定める無担保コールレート(オーバーナイト物)の水準をいう。現行、0~0.1%。



## 成長を支援するための米ドル資金供給の骨子素案

### 1. 対象とする投融資

わが国経済の成長に資すると認められる、1年以上の外貨建て投融資。各対象先金融機関は、成長に向けた取り組みと対象とする投融資の関係が明確になるよう、取り組み方針を策定し、日本銀行の確認を受ける。

### 2. 対象先金融機関

成長支援資金供給の対象先金融機関のうち、ニューヨーク連邦準備銀行に米ドル口座を保有する先および同行に口座を保有する先へ米ドル決済を委託している先。

### 3. 資金供給方式

米ドル資金の有担保貸し付け<sup>(注)</sup>。

### 4. 貸付期間

1年とし、3回の借り換えを可能とする(最長4年)。

### 5. 貸付利率

市場金利。

### 6. 貸付総額

日本銀行が保有する米ドル資金のうち、1兆円相当。

### 7. 貸付受付期限

2014年3月末(新規貸付の最終実行期限は同年6月末)。

### 8. 対象先金融機関毎の貸付限度額等

対象先金融機関毎の貸付限度額や具体的な貸付利率等については、成長に資すると認められる外貨建て投融資への金融機関の取り組み状況等を踏まえて、さらに検討を進める。

以上

---

(注) 金融機関が日本銀行との間の各種取引のために差入れる担保を使用。

## 成長支援資金供給の全体像

	本則	A B L 特則	小口特則	米ドル特則
導入時期	2010年6月	2011年6月	2012年3月	2012年3月 (骨子素案)
貸付枠	3兆円 3兆5千億円	5千億円	5千億円	1兆円相当の 米ドル資金
対象投融資	1,000万円以上の 投融資	100万円以上の A B L、出資	100万円以上 1,000万円未満 の投融資	外貨建て投融資
貸付期間	借り換えを 含め最長4年	借り換えを 含め最長4年	借り換えを 含め最長4年	借り換えを 含め最長4年
適用金利	年0.1%	年0.1%	年0.1%	市場金利
新規貸付 受付期限	2012年3月末 2014年3月末	2012年3月末 2014年3月末	2014年3月末	2014年3月末
2012年3 月13日時 点の貸付 総額	2兆9,998億円	891億円		

(注) 今回決定されたのは、シャドー部分

## 2. 金融政策手段に係る事項の決定又は変更

(1) 「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件(平成23年10月7日決定)

「適格担保取扱基本要領」の一部改正等に関する件

(案 件)

適格担保の担保価格等について、金融市場の情勢等を踏まえて行った定例の検証の結果に基づき、本行資産の健全性および市場参加者の担保利用の効率性を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

### 記

1. 「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)を別紙1.のとおり一部改正すること。
2. 「国債の条件付売買基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙1.)を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」(平成16年4月9日付政委第37号別紙1.)を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」(平成23年4月28日付政委第36号別紙3.)を別紙5.のとおり一部改正すること。

以 上

「適格担保取扱基本要領」中一部改正

別表 1 を横線のとおり改める。

別表 1

担保の種類および担保価格

1 . 国債（変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債、物価連動国債ならびに割引短期国債を除く。）および国庫短期証券（割引短期国債および政府短期証券をいう。）

( 1 ) }  
( 4 ) } 略（不変）

( 5 ) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの

時価の ~~9-6~~ 9 5 %

( 6 ) 略（不変）

1 - 2 . 略（不変）

1 - 3 . 分離元本振替国債および分離利息振替国債

( 1 ) }  
( 4 ) } 略（不変）

( 5 ) 残存期間 20 年超 30 年以内のもの

時価の ~~9-4~~ 9 3 %

( 6 ) 残存期間 30 年超のもの

時価の ~~9-3~~ 9 2 %

1 - 4 . 物価連動国債

( 1 ) }  
  ( ) } 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~8-9~~ 8 8 %

( 6 ) 略 ( 不変 )

2 . 政府保証付債券

( 1 ) }  
  ( ) } 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~9-5~~ 9 4 %

( 6 ) 略 ( 不変 )

3 . 略 ( 不変 )

4 . 地方債

( 1 ) }  
  ( ) } 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~9-5~~ 9 4 %

( 6 ) 略 ( 不変 )

5 . 財投機関等債券

( 1 ) }  
  ( ) } 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~9-4~~ 9 3 %

( 6 ) 略 ( 不変 )

6 . 社債

( 1 ) }  
{ 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~9-4~~ 9 3 %

( 6 ) 略 ( 不変 )

7 . 略 ( 不変 )

8 . 略 ( 不変 )

9 . 資産担保債券

( 1 ) }  
{ 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~9-4~~ 9 3 %

( 6 ) 略 ( 不変 )

1 0 . 略 ( 不変 )

1 1 . 不動産投資法人債

( 1 ) }  
{ 略 ( 不変 )  
( 3 ) }

( 4 ) 残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの

時価の ~~9-1~~ 9 3 %

( 5 ) 残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの

時価の ~~9-0~~ 9 1 %

( 6 ) 残存期間 3 0 年超のもの

時価の ~~8-9~~ 9 1 %

1 2 . 略 ( 不変 )

1 3 . 外国政府債券

( 1 ) }  
{ 略 ( 不変 )  
( 4 ) }

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の94.93%

(6) 略(不変)

14. 国際金融機関債券

(1) }  
( ) } 略(不変)  
(4) }

(5) 残存期間20年超30年以内のもの 時価の94.93%

(6) 略(不変)

15. }  
( ) } 略(不変)  
17. }

18. 企業に対する証券貸付債権

(1) }  
(2) } 略(不変)

(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の85.80%

(4) }  
(5) } 略(不変)

19. 不動産投資法人に対する証券貸付債権

(1) }  
(2) } 略(不変)

(3) 残存期間3年超5年以内のもの 残存元本額の85.80%

(4) }  
(5) } 略(不変)

20. 政府(特別会計を含む。)に対する証券貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの 残存元本額の94.95%

- (3)
  - )
  - (5)
- 略(不変)

2 1 . 政府保証付証書貸付債権

(1) 略(不変)

(2) 残存期間1年超3年以内のもの

残存元本額の94.95%

- (3)
  - )
  - (5)
- 略(不変)

2 2 . 略(不変)

(特則)

略(不変)

(附則)

この一部改正は、平成23年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙2 .

「国債の条件付売買基本要領」中一部改正

別表1を横線のとおり改める。



## 時価売買価格比率

## 1. 買入の場合

## (1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ.	}	略（不変）
ロ.		
ハ.		

ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	<del>1.020</del> <u>1.021</u>
ホ. 略（不変）	
ヘ. 残存期間30年超のもの	<del>1.029</del> <u>1.032</u>

## (2) 変動利付国債

イ. 残存期間1年以内のもの	<del>1.009</del> <u>1.003</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	<del>1.013</del> <u>1.007</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	<del>1.020</del> <u>1.014</u>
ニ. 残存期間10年超20年以内のもの	<del>1.020</del> <u>1.021</u>

## (3) 物価連動国債

イ. 残存期間1年以内のもの	<del>1.039</del> <u>1.038</u>
ロ. 残存期間1年超5年以内のもの	<del>1.043</del> <u>1.042</u>
ハ. 残存期間5年超10年以内のもの	<del>1.051</del> <u>1.050</u>
ニ. 略（不変）	
ホ. 残存期間20年超30年以内のもの	<del>1.068</del> <u>1.067</u>
ヘ. 残存期間30年超のもの	<del>1.068</del> <u>1.070</u>

## 2. 売却の場合

## (1) 売買国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）

イ.	} 略(不変)	
シ		
ハ.		
ニ.	残存期間10年超20年以内のもの	<del>0.9810</del> .980
ホ.	略(不変)	
ヘ.	残存期間30年超のもの	<del>0.9720</del> .969
 (2) 変動利付国債		
イ.	残存期間1年以内のもの	<del>0.9920</del> .998
ロ.	残存期間1年超5年以内のもの	<del>0.9880</del> .994
ハ.	残存期間5年超10年以内のもの	<del>0.9810</del> .987
ニ.	残存期間10年超20年以内のもの	<del>0.9810</del> .980
 (3) 物価連動国債		
イ.	残存期間1年以内のもの	<del>0.9640</del> .965
ロ.	残存期間1年超5年以内のもの	<del>0.9600</del> .961
ハ.	残存期間5年超10年以内のもの	<del>0.9540</del> .955
ニ.	略(不変)	
ホ.	残存期間20年超30年以内のもの	<del>0.9400</del> .941
ヘ.	残存期間30年超のもの	<del>0.9400</del> .938

別表2を横線のとおり改める。

別表2

### 担保価格

#### 1. 受入の場合

(1) 担保国債(変動利付国債、分離元本振替国債および分離利息振替国債ならびに物価連動国債を除く。)

イ． }  
 ㄱ } 略（不変）  
 ハ． }

ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~98~~ . 198 . 0 %  
 ホ．略（不変）  
 ヘ．残存期間 30 年超のもの 時価の ~~97~~ . 296 . 9 %

(2) 変動利付国債

イ．残存期間 1 年以内のもの 時価の ~~99~~ . 299 . 8 %  
 ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の ~~98~~ . 899 . 4 %  
 ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~98~~ . 198 . 7 %  
 ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~98~~ . 198 . 0 %

(3) 物価連動国債

イ．残存期間 1 年以内のもの 時価の ~~96~~ . 396 . 4 %  
 ロ．残存期間 1 年超 5 年以内のもの 時価の ~~95~~ . 996 . 0 %  
 ハ．残存期間 5 年超 10 年以内のもの 時価の ~~95~~ . 295 . 3 %  
 ニ．略（不変）  
 ホ．残存期間 20 年超 30 年以内のもの 時価の ~~93~~ . 793 . 8 %  
 ヘ．残存期間 30 年超のもの 時価の ~~93~~ . 793 . 5 %

2. 差入の場合

(1) 担保国債（変動利付国債、分離元本振替国債  
 および分離利息振替国債ならびに物価連動国債  
 を除く。）

イ． }  
 ㄱ } 略（不変）  
 ハ． }

ニ．残存期間 10 年超 20 年以内のもの 時価の ~~101~~ . 9102 . 0 %  
 ホ．略（不変）  
 ヘ．残存期間 30 年超のもの 時価の ~~102~~ . 8103 . 1 %

(2) 変動利付国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の <del>100.8</del> <u>100.2</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の <del>101.2</del> <u>100.6</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の <del>101.9</del> <u>101.3</u> %
ニ．残存期間10年超20年以内のもの	時価の <del>101.9</del> <u>102.0</u> %

(3) 物価連動国債

イ．残存期間1年以内のもの	時価の <del>103.7</del> <u>103.6</u> %
ロ．残存期間1年超5年以内のもの	時価の <del>104.1</del> <u>104.0</u> %
ハ．残存期間5年超10年以内のもの	時価の <del>104.8</del> <u>104.7</u> %
ニ．略(不変)	
ホ．残存期間20年超30年以内のもの	時価の <del>106.3</del> <u>106.2</u> %
ヘ．残存期間30年超のもの	時価の <del>106.3</del> <u>106.5</u> %

(附則)

この一部改正は、平成23年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

別紙3.

「補完供給を目的として行う国債の買戻条件付売却基本要領」中一部改正

別表を横線のとおり改める。

## 時価売却価格比率

## 1. 利付国債（変動利付国債および物価連動国債を除く。）および国庫短期証券

(1) }  
 ) } 略（不変）  
 (3) }

(4) 残存期間10年超20年以内のもの 0.9810.980  
 (5) 略（不変）  
 (6) 残存期間30年超のもの 0.9720.969

## 2. 変動利付国債

(1) 残存期間1年以内のもの 0.9920.998  
 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 0.9880.994  
 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 0.9810.987  
 (4) 残存期間10年超20年以内のもの 0.9810.980

## 3. 物価連動国債

(1) 残存期間1年以内のもの 0.9640.965  
 (2) 残存期間1年超5年以内のもの 0.9600.961  
 (3) 残存期間5年超10年以内のもの 0.9540.955  
 (4) 略（不変）  
 (5) 残存期間20年超30年以内のもの 0.9400.941  
 (6) 残存期間30年超のもの 0.9400.938

（附則）

この一部改正は、平成23年10月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「適格外国債券担保取扱要領」中一部改正

別表を横線のとおり改める。

別表

適格外国債券の適格基準および担保価格

1 . 略 ( 不変 )

2 . 担保価格

残存期間 1 年以内のもの	時価( 円貨換算後 )の <del>8-4</del> <u>8 5</u> %
残存期間 1 年超 5 年以内のもの	時価( 円貨換算後 )の <del>8-4</del> <u>8 5</u> %
残存期間 5 年超 1 0 年以内のもの	時価( 円貨換算後 )の <del>8-4</del> <u>8 5</u> %
残存期間 1 0 年超 2 0 年以内のもの	} 略 ( 不変 )
残存期間 2 0 年超 3 0 年以内のもの	
残存期間 3 0 年超のもの	時価( 円貨換算後 )の <del>8-2</del> <u>8 3</u> %

( 附則 )

この一部改正は、平成 2 3 年 1 0 月末までの総裁が別に定める日から実施する。

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中  
一部改正

4 . ( 1 ) を横線のとおり改める。

( 1 ) 被災地に事業所等を有する企業の債務

社債

イ . }  
 ㄱ } 略 ( 不変 )  
 ニ . }

ホ . 残存期間 20 年超 30 年以内のもの 時価の 94.93 %

ヘ . 略 ( 不変 )

手形

手形金額の 81.80 %

証書貸付債権

イ . 正常先証書貸付債権

(イ) 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の 81.80 %

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 65.64 %

(ハ) 略 ( 不変 )

(ニ) 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の 40.35 %

(ホ) 略 ( 不変 )

ロ . イ . 以外のもの

(イ) 略 ( 不変 )

(ロ) 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の 82.81 %

(ハ) }  
 ㄱ } 略 ( 不変 )  
 (ホ) }

4. (3) を横線のとおり改める。

(3) 被災地地方公共団体出資法人に対する証書貸付債権

イ. 残存期間 1 年以内のもの 残存元本額の ~~8-1~~ 8 0 %

ロ. 残存期間 1 年超 3 年以内のもの 残存元本額の ~~6-5~~ 6 4 %

ハ. 略 ( 不変 )

ニ. 残存期間 5 年超 7 年以内のもの 残存元本額の ~~4-0~~ 3 5 %

ホ. 略 ( 不変 )

( 附則 )

この一部改正は、平成 23 年 10 月末までの総裁が別に定める日から実施する。



( 2 ) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」  
等の一部改正に関する件（平成 23 年 10 月 7 日決定）

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」  
等の一部改正に関する件

( 案 件 )

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションの未実行の貸付枠を活用することにより、引続き、被災地金融機関における復旧・復興に向けた資金需要への対応を支援するとともに、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 1.）を別紙 1. のとおり一部改正すること。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 2.）を別紙 2. のとおり一部改正すること。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 3.）を別紙 3. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中  
一部改正

9 . を横線のとおり改める。

9 . 貸付受付期間

平成~~23~~24年~~10~~4月~~31~~30日までとする。

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

この基本要領は、本日から実施し、平成~~23~~24年~~10~~4月~~31~~30日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2 .

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける  
貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

この基本要領は、本日から実施し、平成~~23~~24年~~10~~4月~~31~~30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、

なお従前の例による。

別紙 3 .

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

本措置は、平成 2 3 年 5 月 3 1 日までの別に定める日から実施し、平成-~~2~~  
~~4~~ 2 5 年 1 0 4 月 3 1 3 0 日をもって廃止する。

( 3 ) 「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件 ( 平成 23 年 10 月 27 日決定 )

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

( 案 件 )

金融緩和を一段と強化し、これを通じて、物価安定のもとでの持続的成長経路への移行をより確かなものとする観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「資産買入等の基金運営基本要領」 ( 平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付政委第 9 2 号別紙 1 . ) を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「日本銀行業務方法書」 ( 平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3 ) を別紙 2 . のとおり一部変更すること。

以 上

別紙 1 .

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は1520兆円程度、貸付残高の総額は35兆円程度を上限とする。

(2) 3.(2)に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債 49兆円程度

ロ、  
ハ、  
ニ、  
ヘ、

} 略(不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙2.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第五十条第三項を横線のとおり改める。

3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十五兆円程度、資産の買入れの残高は十五二十兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一 利付国債 四九兆円程度

二、  
三、  
六、

} 略(不変)

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

- ( 4 ) 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件  
(平成 23 年 11 月 30 日決定)

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」等の一部改正に関する件

( 案 件 )

最近における国際短期金融市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

#### 記

- 1 . 「米ドル資金供給オペレーション基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 1 . )を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 2 . )を別紙 2 . のとおり一部改正すること。
- 3 . 「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」(平成 22 年 5 月 10 日付政委第 38 号別紙 3 . )を別紙 3 . のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「米ドル資金供給オペレーション基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

この基本要領は、本日より実施し、平成2425年82月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 2 .

「米ドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

この基本要領は、本日より実施し、平成2425年82月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。



「ニューヨーク連邦準備銀行との間の為替スワップ取極要綱」中  
一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成~~24~~25年~~8~~2月1日

- ( 5 ) 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件  
(平成 23 年 12 月 21 日決定)

「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」の制定等に関する件

( 案 件 )

最近における国際短期金融市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資するため、下記の諸措置を講ずること。

#### 記

1. 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」を別紙 1 . のとおり制定すること。
2. 「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙 2 . のとおり制定すること。
3. ( 1 ) カナダ銀行からカナダドル資金を調達するため、同行との間で、別紙 3 . の要綱に基づく外国為替の売買（以下「スワップ取引」という。）にかかる取極（以下「スワップ取極」という。）を締結すること。  
  
( 2 ) カナダ銀行に対して円資金を提供するため、同行との間で、別紙 4 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。
4. 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」を別紙 5 . のとおり制定すること。
5. 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙 6 . のとおり制定すること。

- 6 . (1) イングランド銀行から英ポンド資金を調達するため、同行との間で、別紙 7 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。  
(2) イングランド銀行に対して円資金を提供するため、同行との間で、別紙 8 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。
- 7 . 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」を別紙 9 . のとおり制定すること。
- 8 . 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙 10 . のとおり制定すること。
- 9 . (1) 欧州中央銀行からユーロ資金を調達するため、同行との間で、別紙 11 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。  
(2) 欧州中央銀行に対して円資金を提供するため、同行との間で、別紙 12 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。
- 10 . 「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」を別紙 13 . のとおり制定すること。
- 11 . 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」を別紙 14 . のとおり制定すること。
- 12 . (1) スイス国民銀行からスイスフラン資金を調達するため、同行との間で、別紙 15 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。  
(2) スイス国民銀行に対して円資金を提供するため、同行との間で、別紙 16 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。
- 13 . ニューヨーク連邦準備銀行に対して円資金を提供するため、同行との間で、別紙 17 . の要綱に基づくスワップ取極を締結すること。
- 14 . (1) 3 . 、 6 . 、 9 . 、 12 . および 13 . のスワップ取極に基づき本行が取得するカナダドル、英ポンド、ユーロ、スイスフランおよび米ドル建て資産および負債の期末における邦貨への換算については、会計規程（平成 10 年 10 月 9 日付政第 191 号別紙）第 15 条の定めにかかわらず、スワップ取引に適用する外国為替相場を用いて行うこと。

(2) スワップ取引の具体的な条件については、総裁が決定し、遅滞なく政策委員会に報告すること。

以 上

別紙 1 .

### 「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」

#### 1 . 趣旨

この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、カナダドル資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としてのカナダドル建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

#### 2 . 貸付店

本店（国際局）とする。

#### 3 . 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成 9 年法律第 8 9 号）第 3 7 条第 1 項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和 4 6 年法律第 3 4 号）第 2 条第 1 3 項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成 9 年政令第 3 8 5 号）第 1 0 条第 1 項第 2 号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和 2 3 年法律第 2 5 号）第 2 8 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、

証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

#### 4．貸付方式

電子貸付とする。

#### 5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。

#### 6．貸付利率および利息の徴収

##### （1）貸付利率

カナダ銀行が指定する利率とする。

##### （2）利息の徴収

（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

#### 7．貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

#### 8．担保

（1）貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

（2）担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13

日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・カナダドルにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.22、1か月超3か月以下の場合は1.27を乗じた金額とする。

## 9. カナダドル資金の決済

貸付先との間のカナダドル資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したカナダ銀行におけるカナダドル口座を用いて行う。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

別紙2.

「カナダドル資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

### 1. 趣旨

この基本要領は、カナダドル資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「カナダドル資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙1.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

## 2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、カナダドル資金供給オペレーションにかかるカナダドルを本行との間で受渡しするために使用する口座としてカナダ銀行にカナダドル口座を保有する先(カナダ銀行にカナダドル口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

## 3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについて

は、なお従前の例による。

別紙 3 .

「カナダ銀行との間の為替スワップ取極要綱」

1 . 取極の目的

金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、日本銀行が取引先金融機関等に対してカナダドル資金を供給するために当面必要とするカナダドル資金の調達

2 . 取極の主体

日本銀行とカナダ銀行

3 . 対象取引

カナダ銀行が日本銀行に対してカナダドルを提供し、日本銀行がカナダ銀行に対して円貨を提供する為替スワップ取引

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成 2 5 年 2 月 1 日

5 . 引出限度額

設定しない



「カナダ銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」

1 . 取極の目的

円の金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、カナダ銀行が円資金を供給するために当面必要とする円資金の提供

2 . 取極の主体

日本銀行とカナダ銀行

3 . 対象取引

日本銀行がカナダ銀行に対して円貨を提供し、カナダ銀行が日本銀行に対してカナダドルを提供する為替スワップ取引

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成 2 5 年 2 月 1 日

5 . 引出限度額

設定しない

6 . 為替スワップ取引の期間

最長 8 8 日後に上記 3 . の反対売買取引を実施（但し、双方の合意に基づき更新可）

## 7．適用為替相場

約定日の市場実勢レート（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用したレート（但し、双方の合意に基づき変更可））。取引終了時にも同じレートを適用

## 8．円資金の提供に伴う適用金利

日本銀行が指定する金利（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用した金利（但し、双方の合意に基づき変更可））

## 9．資金決済の方法

### （1）円資金

カナダ銀行が日本銀行に有するスワップ専用の海外預り金口座における入出金

### （2）カナダドル資金

日本銀行がカナダ銀行に有するスワップ専用のカナダドル口座における入出金

別紙 5 .

## 「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」

### 1．趣旨

この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金

融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、英ポンド資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としての英ポンド建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

## 2．貸付店

本店（国際局）とする。

## 3．貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

## 4．貸付方式

電子貸付とする。

## 5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。

## 6．貸付利率および利息の徴収

## ( 1 ) 貸付利率

イングランド銀行が指定する利率とする。

## ( 2 ) 利息の徴収

( 1 ) の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

## 7 . 貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

## 8 . 担保

( 1 ) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

( 2 ) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

( 3 ) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・英ポンドにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合には1.16、1か月超3か月以下の場合には1.22を乗じた金額とする。

## 9 . 英ポンド資金の決済

貸付先との間の英ポンド資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したイングランド銀行における英ポンド口座を用いて行う。

## ( 附則 )

この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。

ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

## 別紙 6 .

### 「英ポンド資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

#### 1 . 趣旨

この基本要領は、英ポンド資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「英ポンド資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙5.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

#### 2 . 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、英ポンド資金供給オペレーションにかかる英ポンドを本行との間で受渡しするために使用する口座としてイングランド銀行に英ポンド口座を保有する先(イングランド銀行に英ポンド口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

### 3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙7.

### 「イングランド銀行との間の為替スワップ取極要綱」

#### 1. 取極の目的

金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、日本銀行が取引先金融機関等に対して英ポンド資金を供給するために当面必要とする英ポンド資金の調達

## 2．取極の主体

日本銀行とイングランド銀行

## 3．対象取引

イングランド銀行が日本銀行に対して英ポンドを提供し、日本銀行がイングランド銀行に対して円貨を提供する為替スワップ取引

## 4．為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成25年2月1日

## 5．引出限度額

設定しない

別紙8．

「イングランド銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」

## 1．取極の目的

円の金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、イングランド銀行が円資金を供給するために当面必要とする円資金の提供

## 2．取極の主体

## 日本銀行とイングランド銀行

### 3．対象取引

日本銀行がイングランド銀行に対して円貨を提供し、イングランド銀行が日本銀行に対して英ポンドを提供する為替スワップ取引

### 4．為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成25年2月1日

### 5．引出限度額

設定しない

### 6．為替スワップ取引の期間

最長88日後に上記3．の反対売買取引を実施（但し、双方の合意に基づき更新可）

### 7．適用為替相場

約定日の市場実勢レート（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用したレート（但し、双方の合意に基づき変更可））。取引終了時にも同じレートを適用

### 8．円資金の提供に伴う適用金利

日本銀行が指定する金利（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用した金利（但し、双方の合意に基づき変更可））



## 9．資金決済の方法

### (1) 円資金

イングランド銀行が日本銀行に有するスワップ専用の海外預り金口座における入出金

### (2) 英ポンド資金

日本銀行がイングランド銀行に有するスワップ専用の英ポンド口座における入出金

別紙 9 .

## 「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」

### 1．趣旨

この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、ユーロ資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としてのユーロ建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2．貸付店

本店（国際局）とする。

### 3．貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。））、金融商品取引業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。））、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

### 4．貸付方式

電子貸付とする。

### 5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。

### 6．貸付利率および利息の徴収

#### （1）貸付利率

欧州中央銀行が指定する利率とする。

#### （2）利息の徴収

（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

### 7．貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

## 8．担保

(1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。

(2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」(平成12年10月13日付政委第138号別紙1.)および「適格外国債券担保取扱要領」(平成21年5月22日付政委第63号別紙1.)の定めるところによる。

(3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・ユーロにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.16、1か月超3か月以下の場合は1.26を乗じた金額とする。

## 9．ユーロ資金の決済

貸付先との間のユーロ資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したユーロシステム構成中央銀行(ユーロシステムを構成する欧州中央銀行および各国中央銀行をいう。)におけるユーロ口座を用いて行う。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

## 「ユーロ資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

### 1 . 趣旨

この基本要領は、ユーロ資金供給オペレーションに関する事務手続の明確化を図る趣旨から、「ユーロ資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙9.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

### 2 . 対象先の選定基準等

対象先の選定に当っては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、ユーロ資金供給オペレーションにかかるユーロを本行との間で受渡しするために使用する口座としてユーロシステム構成中央銀行(ユーロシステムを構成する欧州中央銀行および各国中央銀行をいう。以下同じ。)にユーロ口座を保有する先(ユーロシステム構成中央銀行にユーロ口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

### 3 . 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」2.に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 11 .

### 「欧州中央銀行との間の為替スワップ取極要綱」

#### 1. 取極の目的

金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、日本銀行が取引先金融機関等に対してユーロ資金を供給するために当面必要とするユーロ資金の調達

#### 2. 取極の主体

日本銀行と欧州中央銀行

### 3．対象取引

欧州中央銀行が日本銀行に対してユーロを提供し、日本銀行が欧州中央銀行に対して円貨を提供する為替スワップ取引

### 4．為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成25年2月1日

### 5．引出限度額

設定しない

## 別紙 12．

### 「欧州中央銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」

#### 1．取極の目的

円の金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、欧州中央銀行が円資金を供給するために当面必要とする円資金の提供

#### 2．取極の主体

日本銀行と欧州中央銀行

#### 3．対象取引

日本銀行が欧州中央銀行に対して円貨を提供し、欧州中央銀行が日本銀行

に対してユーロを提供する為替スワップ取引

4．為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成25年2月1日

5．引出限度額

設定しない

6．為替スワップ取引の期間

最長88日後に上記3．の反対売買取引を実施（但し、双方の合意に基づき更新可）

7．適用為替相場

約定日の市場実勢レート（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用したレート（但し、双方の合意に基づき変更可））。取引終了時にも同じレートを適用

8．円資金の提供に伴う適用金利

日本銀行が指定する金利（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用した金利（但し、双方の合意に基づき変更可））

9．資金決済の方法

（1）円資金

ユーロシステム構成中央銀行（ユーロシステムを構成する欧州中央銀行および各国中央銀行をいう。以下同じ。）が日本銀行に有するスワップ専

用の海外預り金口座における入出金

(2) ユーロ資金

日本銀行がユーロシステム構成中央銀行に有するスワップ専用のユーロ口座における入出金

別紙 13 .

「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」

1 . 趣旨

この基本要領は、最近における国際金融資本市場の状況と、これが円の金融市場の流動性に及ぼし得る影響に鑑み、金融調節の一層の円滑化を図るとともに、金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する趣旨から、スイスフラン資金供給オペレーション（適格担保を担保として行う公開市場操作としてのスイスフラン建て貸付けをいう。）を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2 . 貸付店

本店（国際局）とする。

3 . 貸付対象先

金融機関（日本銀行法（平成9年法律第89号）第37条第1項に規定する金融機関をいう。ただし、整理回収機構および預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）、金融商品取引



業者（日本銀行法施行令（平成9年政令第385号）第10条第1項第2号に規定する金融商品取引業者のうち、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいう。）、証券金融会社（日本銀行法施行令第10条第1項第3号に規定する証券金融会社をいう。）および短資業者（同項第4号に規定する者をいう。）のうち、別に定めるところにより選定した先とする。

#### 4．貸付方式

電子貸付とする。

#### 5．貸付期間

金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定する3か月以内の期間とする。

#### 6．貸付利率および利息の徴収

##### （1）貸付利率

スイス国民銀行が指定する利率とする。

##### （2）利息の徴収

（1）の定めにより決定された貸付利率によって、貸付日の翌日から返済期日までの日数に応じて、後取りの方法により行う。

#### 7．貸付日および貸付金額等

貸付日、貸付金額、貸付先その他貸付けを行うために必要な具体的事項については、金融市場の情勢等を勘案して貸付けのつど決定するものとする。

## 8．担保

- (1) 貸付対象先から、適格担保を担保として差入れさせるものとする。
- (2) 担保の取扱いは、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）および「適格外国債券担保取扱要領」（平成21年5月22日付政委第63号別紙1.）の定めるところによる。
- (3) 担保の差入れに当たり基準とする貸付金額の円貨換算額は、円・スイスフランにかかる実勢為替相場に基づく円貨換算額に、貸付期間が1か月以下の場合は1.16、1か月超3か月以下の場合は1.24を乗じた金額とする。

## 9．スイスフラン資金の決済

貸付先との間のスイスフラン資金の受渡しは、本行および貸付先が各々指定したスイス国民銀行におけるスイスフラン口座を用いて行う。

### （附則）

この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。

## 別紙 14.

### 「スイスフラン資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」

#### 1．趣旨

この基本要領は、スイスフラン資金供給オペレーションに関する事務手続

の明確化を図る趣旨から、「スイスフラン資金供給オペレーション基本要領」(平成23年12月21日付政委第104号別紙13.)に規定する貸付対象先(以下「対象先」という。)の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

## 2. 対象先の選定基準等

対象先の選定に当たっては、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」(平成18年4月11日付政委第31号別紙2.)に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(本店貸付)の貸付対象先、同要領に基づいて選定された共通担保資金供給オペレーション(全店貸付)の貸付対象先のうち本行本店を貸付店とする先または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選定基本要領」(平成14年9月18日付政委第109号別紙2.)に基づいて選定された売買対象先で、かつ、スイスフラン資金供給オペレーションにかかるスイスフランを本行との間で受渡しするために使用する口座としてスイス国民銀行にスイスフラン口座を保有する先(スイス国民銀行にスイスフラン口座を保有する他の金融機関に受渡を委託する先を含む。)から、対象先となることを希望する先を公募し、その公募に応じた先を選定するものとする。

## 3. 対象先の遵守事項等

(1) 対象先の公募に際しては、次に掲げる対象先としての遵守事項を明示するものとする。

イ、正確かつ迅速に事務を処理すること

ロ、金融政策遂行に有益な市場情報または分析を提供すること

(2) 対象先が(1)に掲げる事項に著しく背馳した場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(3) (2)に定める場合のほか、2.に定める基準、「共通担保資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」2.に定める基準または「国庫短期証券売買および国債の条件付売買における売買対象先選

定基本要領」2．に定める基準に鑑み必要と認められる場合には、対象先からの除外等の措置を講ずることができるものとする。

(附則) この基本要領は、本日より実施し、平成25年2月1日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 15．

### 「スイス国民銀行との間の為替スワップ取極要綱」

#### 1．取極の目的

金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、日本銀行が取引先金融機関等に対してスイスフラン資金を供給するために当面必要とするスイスフラン資金の調達

#### 2．取極の主体

日本銀行とスイス国民銀行

#### 3．対象取引

スイス国民銀行が日本銀行に対してスイスフランを提供し、日本銀行がスイス国民銀行に対して円貨を提供する為替スワップ取引

#### 4．為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成25年2月1日

5. 引出限度額

設定しない

別紙16.

「スイス国民銀行との間の円資金提供のための為替スワップ取極要綱」

1. 取極の目的

円の金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、スイス国民銀行が円資金を供給するために当面必要とする円資金の提供

2. 取極の主体

日本銀行とスイス国民銀行

3. 対象取引

日本銀行がスイス国民銀行に対して円貨を提供し、スイス国民銀行が日本銀行に対してスイスフランを提供する為替スワップ取引

4. 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成25年2月1日

## 5．引出限度額

設定しない

## 6．為替スワップ取引の期間

最長 88 日後に上記 3．の反対売買取引を実施（但し、双方の合意に基づき更新可）

## 7．適用為替相場

約定日の市場実勢レート（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用したレート（但し、双方の合意に基づき変更可））。取引終了時にも同じレートを適用

## 8．円資金の提供に伴う適用金利

日本銀行が指定する金利（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用した金利（但し、双方の合意に基づき変更可））

## 9．資金決済の方法

### （1）円資金

スイス国民銀行が日本銀行に有するスワップ専用の海外預り金口座における入出金

### （2）スイスフラン資金

日本銀行がスイス国民銀行に有するスワップ専用のスイスフラン口座における入出金

「ニューヨーク連邦準備銀行との間の円資金提供のための為替スワップ  
取極要綱」

1 . 取極の目的

円の金融市場の円滑な機能の維持および安定性の確保に資する観点から、  
ニューヨーク連邦準備銀行が円資金を供給するために当面必要とする円資金  
の提供

2 . 取極の主体

日本銀行とニューヨーク連邦準備銀行

3 . 対象取引

日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に対して円貨を提供し、ニューヨー  
ク連邦準備銀行が日本銀行に対して米ドルを提供する為替スワップ取引

4 . 為替スワップ取極の有効期限（引出可能期限）

平成 2 5 年 2 月 1 日

5 . 引出限度額

設定しない

6 . 為替スワップ取引の期間

最長 8 8 日後に上記 3 . の反対売買取引を実施（但し、双方の合意に基づ

き更新可)

#### 7．適用為替相場

約定日の市場実勢レート（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用したレート（但し、双方の合意に基づき変更可））。取引終了時にも同じレートを適用

#### 8．円資金の提供に伴う適用金利

日本銀行が指定する金利（更新の場合は、更新前の為替スワップ取引において適用した金利（但し、双方の合意に基づき変更可））

#### 9．資金決済の方法

##### (1) 円資金

ニューヨーク連邦準備銀行が日本銀行に有するスワップ専用の海外預り金口座における入出金

##### (2) 米ドル資金

日本銀行がニューヨーク連邦準備銀行に有するスワップ専用の米ドル口座における入出金



( 6 ) 「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件 ( 平成 24 年 2 月 14 日決定 )

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等に関する件

( 案 件 )

金融緩和を一段と強化し、これを通じて、物価安定のもとでの持続的成長経路への移行をより確かなものとする観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

- 1 . 「資産買入等の基金運営基本要領」 ( 平成 2 2 年 1 0 月 2 8 日付政委第 9 2 号別紙 1 . ) を別紙 1 . のとおり一部改正すること。
- 2 . 「日本銀行業務方法書」 ( 平成 1 0 年 3 月 2 4 日付政第 2 9 号別紙 3 ) を別紙 2 . のとおり一部変更すること。

以 上

別紙 1 .

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

4 . を横線のとおり改める。

4 . 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~20~~30兆円程度、貸付残高の総額は35兆円程度を上限とする。

(2) 3.(2)に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債 919兆円程度

ロ、  
ハ、  
ニ、  
ヘ、

} 略(不変)

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

別紙2.

「日本銀行業務方法書」中一部変更

第五十条第三項を横線のとおり改める。

3 第一項に規定する公開市場操作としての貸付けの残高は三十五兆円程度、資産の買入れの残高は~~三十~~三十兆円程度を上限とし、前項に規定する買入対象資産ごとの買入残高の上限は次に掲げるとおりとする。

一 利付国債 九十九兆円程度

二、  
三、  
六、

} 略(不変)

(附則)

この業務方法書の一部変更は、本日から実施する。

(7) 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」の制定等に関する件（平成24年3月13日決定）

「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」の制定等に関する件

（案 件）

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みに対する支援を拡充するため、下記の諸措置を講ずること。

#### 記

1. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」を別紙1.のとおり制定すること。
2. 「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.）を別紙2.のとおり一部改正すること。
3. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙2.）を別紙3.のとおり一部改正すること。
4. 「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成23年6月14日付政委第48号別紙.）を別紙4.のとおり一部改正すること。
5. 「日本銀行業務方法書中一部変更」（平成22年6月15日付政委第51号別紙3.）を別紙5.のとおり一部変更すること。
6. 「日本銀行組織規程中一部変更」（平成22年6月15日付政委第51号別紙4.）を別紙6.のとおり一部変更すること。

以 上

「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」

1 . 趣旨

わが国経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みをより幅広く支援するため、「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」（平成22年6月15日付政委第51号別紙1.。以下「基本要領」という。）の貸付対象先が行う小口投融資（100万円以上1,000万円未満の融資または投資をいう。以下同じ。）に関して、基本要領に基づく資金供給を行う場合の取扱いについては、基本要領によるほか、この特則に定めるとおりとする。

2 . 貸付金額

貸付金額は、貸付先の希望する額とする。ただし、その金額は、基本要領8.の規定にかかわらず、3.に定める貸付限度額および当該貸付先が差入れている共通担保の担保余裕額相当額を超えることはできない。

3 . 貸付限度額等

- (1) 貸付総額の上限は、基本要領9.(1)に定める貸付総額の上限とは別に、5,000億円とする。
- (2) 基本要領9.(2)に定める貸付先毎の貸付額の算定にあたって、本特則に基づく貸付額は対象に含める。
- (3) 基本要領9.(3)に定める貸付実行日毎の貸付総額の算定にあたって、本特則に基づく貸付実行額は対象に含めない。
- (4) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領9.(4)の規定にかかわらず、別に定める時点における、次のイ.からロ.およびハ.を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場

合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ．当該貸付先が、基本要領 1 1 . に定める成長基盤強化に向けた取り組み方針に基づいて、平成 2 2 年 4 月 1 日以降に実施した期間 1 年以上の小口投融資の残高

ロ．イ．の残高のうち、「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する特則」（平成 2 3 年 6 月 1 4 日付政委第 4 8 号別紙．）5 . ( 4 ) に定める貸付限度額算出の根拠となっているものの残高

ハ．当該貸付先に対する、本特則に基づく貸付残高

#### 4 . 貸付受付期限

3 . ( 4 ) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、借り換えにかかるものを除き、平成 2 6 年 3 月 3 1 日以前に限る。

#### 5 . 成長基盤強化に向けた取り組み方針

基本要領別紙 1 . において「期間 1 年以上の融資または投資」とあるのは、「期間 1 年以上の小口投融資」と読み替える。

( 附則 )

本措置は、本日から実施し、平成 3 0 年 6 月 3 0 日をもって廃止する。

別紙 2 .

「成長基盤強化を支援するための資金供給基本要領」中一部改正

7. を横線のとおり改める。

7. 貸付実行日および借り換え

(1) 貸付実行日は、別に定める日とする。ただし、平成~~24~~26年6月30日以降、(2)に定める借り換えを除く貸付実行は行わない。

(2) 略(不変)

9. を横線のとおり改める。

9. 貸付限度額等

(1) 貸付総額の上限は、~~3兆3兆5,000~~億円とする。

以下略(不変)

10. を横線のとおり改める。

10. 貸付受付期限

9.(4)に定める貸付限度額算出の根拠となる一定期間は、平成~~24~~26年3月31日以前に限る。

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日から実施し、平成~~28~~30年6月30日をもって廃止する。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における貸付対象先選定  
基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この基本要領は、本日より実施し、平成~~28~~30年6月30日をもって  
廃止する。

「成長基盤強化を支援するための資金供給における出資等に関する  
特則」中一部改正

5 . を横線のとおり改める。

5 . 貸付限度額等

- ( 1 ) }  
  ( ) } 略 ( 不変 )  
( 3 ) }

( 4 ) 貸付実行日毎の貸付先毎の貸付限度額は、基本要領 9 . ( 4 ) の規定  
にかかわらず、別に定める時点における、次のイ . からロ . およびハ .



を控除した金額相当額とする。ただし、貸付先が借り換えを希望する場合には、当該金額と当初貸付金額とを比較して、いずれか小さい方の金額の範囲内でこれに応じる。

イ． 略（不変）

ロ．イ．の残高のうち、基本要領 9 . ( 4 ) に定める貸付限度額算出の根拠となっているものおよび「成長基盤強化を支援するための資金供給における小口投融資に関する特則」（平成 2 4 年 3 月 1 3 日付政委第 1 8 号別紙 1 . ) 3 . ( 4 ) に定める貸付限度額算出の根拠となっているものの残高

ハ． 略（不変）

6 . を横線のとおり改める。

#### 6 . 貸付受付期限

5 . ( 4 ) に定める貸付限度額算出の根拠となる時点は、3 . に定める借り換えにかかるものを除き、平成~~2-4~~26年 3 月 3 1 日以前に限る。

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

本措置は、本日から実施し、平成~~2-8~~30年 6 月 3 0 日をもって廃止する。

別紙 5 .

「日本銀行業務方法書中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この業務方法書の一部変更は、平成二十二年六月十五日から実施し、平成~~二十八~~三十年六月三十日限りその効力を失うものとする。

別紙 6 .

「日本銀行組織規程中一部変更」中一部変更

附則を横線のとおり改める。

(附則)

この組織規程の一部変更は、平成 2 2 年 6 月 1 5 日から実施し、平成~~2~~3 0年 6 月 3 0 日限りその効力を失うものとする。

( 8 ) 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」  
等の一部改正に関する件（平成 24 年 3 月 13 日決定）

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」  
等の一部改正に関する件

( 案 件 )

被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション等を活用することにより、引続き、被災地金融機関における復旧・復興に向けた資金需要への対応を支援するとともに、被災地金融機関の資金調達余力を確保する観点から、下記の諸措置を講ずること。

記

1. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 1.）を別紙 1. のとおり一部改正すること。
2. 「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける貸付対象先選定基本要領」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 2.）を別紙 2. のとおり一部改正すること。
3. 「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」（平成 23 年 4 月 28 日付政委第 36 号別紙 3.）を別紙 3. のとおり一部改正すること。

以 上

別紙 1 .

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーション基本要領」中  
一部改正

9 . を横線のとおり改める。

9 . 貸付受付期間

平成2425年4月30日までとする。

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

1 . この基本要領は、本日から実施し、平成2425年4月30日をもって  
廃止する。ただし、同日以前の日を貸付日とする貸付けの取扱いについて  
は、なお従前の例による。

2 . 貸付対象先に変更があった場合には、変更前の貸付対象先に対する全て  
の貸付けの返済期日が到来するまでの間、8 . ( 1 ) は適用しないものと  
する。

別紙 2 .

「被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションにおける  
貸付対象先選定基本要領」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

この基本要領は、本日から実施し、平成~~24~~25年4月30日をもって廃止する。ただし、同日以前に選定された対象先の取扱いについては、なお従前の例による。

別紙 3 .

「被災地企業等債務にかかる担保の適格性判定等に関する特則」中一部改正

附則を横線のとおり改める。

( 附則 )

本措置は、平成23年5月31日までの別に定める日から実施し、平成~~25~~26年4月30日をもって廃止する。